

山中 理司様

お世話になっております。

「行政文書の開示の実施方法等申出書」により、写しの送付を申し出いただきましたため、別添の通り送付させていただきます。

ご査収いただきますようよろしくお願いいたします。

医政局地域医療計画課
企画法令係
青山 拓馬

平成 28 年度 厚生労働省税制改正要望（案）

健康・医療関係

厚労省単独／27 税改：二重△

○ セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設

〔所得税、個人住民税〕

セルフメディケーションの推進により医療費を削減する観点から、医療保険制度における実効性ある枠組みの構築とあわせ、要指導医薬品及び一般用医薬品を購入した世帯に対して、その購入費用を対象とする所得控除制度を創設する。

厚労省単独／新規

○ 個人の健康増進・疾病予防の推進のための所得控除制度の創設

〔所得税、個人住民税〕

健康増進や疾病予防などの自助努力を促進し、がんや生活習慣病等の予防及びこれによる医療費適正化を図る観点から、がん検診、特定健診、予防接種などに要する費用を対象とする所得控除制度を創設する。

厚労省単独／新規

○ 地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設

〔所得税、個人住民税〕

地域における医師確保の取組を更に推進するため、地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益について、非課税とする措置を創設する。

厚労省単独／新規

○ 医療機関の設備投資に関する特別償却制度の創設

〔所得税、法人税〕

人口構造の変化に応じ、質が高く効率的な医療を提供するため、地域医療構想に沿った病床の機能分化・連携、医療分野における ICT 化の推進、医療従事者の勤務環境の改善などに資する固定資産を取得した場合に、特別償却又は税額控除を認める措置を創設する。

厚労省単独／新規

○ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置等の延長及び新設

〔所得税、相続税、消費税、個人住民税 等〕

特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置等を延長するとともに、新たに給付金の対象となる、発症後 20 年後を経過して提訴した「死亡・肝がん・肝硬変」の患者に対する給付金についても同様の措置を講ずる。

介護・社会福祉関係

国交省と共管(国交省まとめ)／延長

- サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長 [所得税、法人税]
サービス付き高齢者向け住宅の取得等に係る割増償却措置について、医療・介護施設の併設要件を追加した上で、その適用期限を2年延長する。

厚労省単独／延長

- 戦傷病者等の妻に対する特別給付金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続 [所得税、印紙税、国税徴収法、個人住民税]
戦傷病者等の妻に対する特別給付金について、国として特別の慰藉を行うとの趣旨に鑑み、非課税措置及び差押禁止措置を存続する。

厚労省単独／新規

- 障害者総合支援法の見直しに伴う税制上の所要の措置 [所得税、消費税、法人税、登録免許税 等]
障害者総合支援法の見直しに伴い、必要な税制上の措置を講ずる。

子ども・子育て

厚労省単独／新規

- 子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設 [所得税、個人住民税]
仕事と家庭を両立し、女性の活躍を促進する観点から、ベビーシッターの利用等の子育て支援に要する費用の一部について、税制上の所要の措置を講ずる。

厚労省単独／新規

- ひとり親家庭への支援の充実等に伴い必要な税制上の所要の措置 [所得税、個人住民税 等]
ひとり親家庭や多子世帯への支援の充実、社会的養護の推進、児童虐待防止対策の強化等に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

厚労省単独／新規

- 国家戦略特別区域限定保育士資格の創設に伴う税制上の所要の措置 [所得税、贈与税、消費税、法人税]
国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律に基づく国家戦略特別区域限定保育士資格の創設に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

就労促進等

厚労省単独／延長

○ 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長等

〔所得税、法人税、法人住民税〕

積極的に雇用を創出し、安定的かつ継続的な雇用を促進するため、雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の措置について、その適用期限を2年延長するなどの措置を講ずる。

厚労省単独／拡充

○ 職業能力開発に係る特定支出控除の範囲の拡大

〔所得税、個人住民税〕

職業生活設計に基づく職業能力開発を推進し、能力を有効に発揮できるようにするため、セルフ・キャリアドック(仮称)等のキャリアコンサルティングに要する費用を特定支出控除の対象とする。

厚労省単独／延長

○ 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長

〔所得税、法人税〕

障害者の雇用の機会を拡大し、その雇用を維持する観点から、障害者を多数雇用する事業主が取得した機械、設備等に係る割増償却制度について、その適用期限を2年延長する。

厚労省単独／拡充

○ 雇用保険制度の見直し等に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税 等〕

雇用保険制度の在り方について、労働政策審議会において、検討を行い、この検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

年金

厚労省単独(金融庁と共同要望になるように調整中)／新規

○ 確定給付企業年金の弾力的な運用等に係る税制上の所要の措置

〔法人税、法人住民税〕

あらかじめ確定給付企業年金の財政悪化を想定した計画的な掛金の拠出を可能とすることで、景気変動による確定給付企業年金の財政悪化が企業経営に与える影響を抑制し、安定的な財政運営を可能とするとともに、確定給付企業年金と確定拠出企業年金のいわゆるハイブリッド型の企業年金制度の導入その他の確定給付企業年金の弾力的な運営を図ること等に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

厚労省単独／新規

○ **年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しに伴う税制上の所要の措置** 〔所得税、法人税 等〕

年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

生活衛生関係

中企庁と共管(中企庁まとめ)／延長

○ **少額取得価額の資産に係る減価償却における損金算入の特例措置の延長**

〔所得税、法人税〕

中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の取得価額の合計額300万円を限度として全額損金算入(即時償却)できる特例措置について、その適用期限を2年延長する。

厚労省単独／延長

○ **公害防止用設備に係る特例措置の延長**

〔所得税、法人税、固定資産税〕

公害防止用設備(テトラクロロエチレン溶剤等を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機)に係る特別償却及び固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

その他

エネ庁と共管(エネ庁まとめ)／延長

○ **エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特例措置の適用期限の延長(グリーン投資減税)** 〔所得税、法人税〕

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特例措置について、特別償却又は税額控除の適用期限を2年延長する。

平成 28 年度 厚生労働省税制改正要望（案）

健康・医療関係

厚労省単独／27 税改：二重△

○ セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設

〔所得税、個人住民税〕

セルフメディケーションの推進により医療費を削減する観点から、医療保険制度における実効性ある枠組みの構築とあわせ、要指導医薬品及び一般用医薬品を購入した世帯に対して、その購入費用を対象とする所得控除制度を創設する。

厚労省単独／27 税改：二重△

○ セルフメディケーション推進に資する薬局に係る税制措置の創設

〔不動産取得税〕

セルフメディケーションの推進に関し、国民が気軽に健康相談等を行うことができる環境を整えるため、充実した健康相談等の体制や設備などを有する薬局のうち、中小企業者が開設するものに係る不動産についての不動産取得税の軽減措置を創設する。

厚労省単独／新規

○ 個人の健康増進・疾病予防の推進のための所得控除制度の創設

〔所得税、個人住民税〕

健康増進や疾病予防などの自助努力を促進し、がんや生活習慣病等の予防及びこれによる医療費適正化を図る観点から、がん検診、特定健診、予防接種などに要する費用を対象とする所得控除制度を創設する。

厚労省単独／27 税改：二重△

○ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ等

〔たばこ税、たばこ特別税、地方たばこ税〕

国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、以下の措置を講ずる。

- ① たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。
- ② かぎ用の製造たばこ等に関して、課税の換算方法を見直す。

厚労省単独／新規

○ 地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設 〔所得税、個人住民税〕

地域における医師確保の取組を更に推進するため、地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益について、非課税とする措置を創設する。

厚労省単独／新規

○ 医療法人が設置する医療関係者の養成所に係る不動産取得税等の非課税措置の創設 〔不動産取得税、固定資産税〕

医療法人が設置する看護師などの医療関係者の養成所において直接教育の用に供する不動産に係る不動産取得税等を非課税とする措置を創設する。

厚労省単独／27 税改：二重△

○ 医療に係る消費税の課税のあり方の検討 〔消費税、地方消費税〕

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当分を「見える化」することなどにより実態の正確な把握を行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

厚労省単独／27 税改：二重△

○ 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続 〔事業税〕

社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

厚労省単独／27 税改：二重△

○ 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続 〔事業税〕

医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を維持するため、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

厚労省単独／27 税改：二重△

○ 社会医療法人の認定取消しに係る一括課税等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置

〔法人税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税 等〕

社会医療法人の認定を取り消された医療法人であって、公的な法人運営に関する要件を満たし、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画

について都道府県知事の認定を受けた場合には、それまでの所得の累積額に係る課税を一定期間繰り延べ、実施計画に基づき支出した額を損金として算入することを可能とするなどの措置を講ずる。

厚労省単独／新規

○ **医療機関の設備投資に関する特例措置の創設** [所得税、法人税]

人口構造の変化に応じ、質が高く効率的な医療を提供するため、地域医療構想に沿った病床の機能分化・連携、医療分野における ICT 化の推進、医療従事者の勤務環境の改善、環境問題や非常時への対応などに資する固定資産を取得した場合に、特別償却又は税額控除を認める措置を創設する。

厚労省単独／延長

○ **周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩施設に係る特例措置の延長** [不動産取得税]

周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩施設に係る特例措置について、その適用期限を2年延長する。

厚労省単独／新規

○ **特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置等の延長及び新設** [所得税、個人住民税 等]

特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置等を延長するとともに、新たに給付金の対象となる、発症後 20 年後を経過して提訴した「死亡・肝がん・肝硬変」の患者に対する給付金についても同様の措置を講ずる。

医療保険関係

厚労省単独／27 税改：○

○ **国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し** [国民健康保険税]

- ① 国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額の見直しを行う。
- ② 低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。

厚労省単独／27 税改：△法

○ **国民健康保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置** [国民健康保険税]

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う、税制上の所要の措置を講ずる。

子ども・子育て

厚労省単独／新規

- **子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設**〔所得税、個人住民税〕
仕事と家庭を両立し、女性の活躍を促進する観点から、ベビーシッターの利用等の子育て支援に要する費用の一部について、税制上の所要の措置を講ずる。

厚労省単独／新規

- **ひとり親家庭への支援の充実等に伴い必要な税制上の所要の措置**〔所得税、個人住民税 等〕
ひとり親家庭や多子世帯への支援の充実、社会的養護の推進、児童虐待防止対策の強化等に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

介護・社会福祉関係

厚労省単独／延長

- **戦傷病者等の妻に対する特別給付金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続**〔所得税、印紙税、国税徴収法、個人住民税〕
戦傷病者等の妻に対する特別給付金について、国として特別の慰藉を行うとの趣旨に鑑み、非課税措置及び差押禁止措置を存続する。

厚労省単独／新規

- **障害者総合支援法の見直しに伴う税制上の所要の措置**〔所得税、消費税、法人税、登録免許税 等〕
障害者総合支援法の見直しに伴い、必要な税制上の措置を講ずる。

厚労省単独／27税改：二重△

- **協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ**〔法人税、法人住民税〕
平成27年度税制改正大綱を踏まえ、消費生活協同組合等に対する軽減税率について引下げを行う。

就労促進等

厚労省単独／延長

○ 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長等

〔所得税、法人税、法人住民税〕

積極的に雇用を創出し、安定的かつ継続的な雇用を促進するため、雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の措置について、雇用の質を高める観点からの見直しを行った上で、その適用期限を2年延長するなどの措置を講ずる。

厚労省単独／拡充

○ 職業能力開発に係る特定支出控除の範囲の拡大

〔所得税、個人住民税〕

職業生活設計に基づく職業能力開発を推進し、能力を有効に発揮できるようにするため、セルフ・キャリアドック(仮称)等のキャリアコンサルティングに要する費用を特定支出控除の対象とする。

厚労省単独／拡充

○ 雇用保険制度の見直し等に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税 等〕

雇用保険制度の在り方について、労働政策審議会において、検討を行い、この検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

年金

厚労省主管(金融庁と共同要望)／新規

○ 確定給付企業年金の弾力的な運用等に係る税制上の所要の措置

〔法人税、法人住民税、事業税〕

あらかじめ確定給付企業年金の財政悪化を想定した計画的な掛金の拠出を可能とすることで、景気変動による確定給付企業年金の財政悪化が企業経営に与える影響を抑制し、安定的な財政運営を可能とするとともに、確定給付企業年金と確定拠出企業年金のいわゆるハイブリッド型の企業年金制度の導入その他の確定給付企業年金の弾力的な運営を図ること等に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

厚労省単独／新規

○ 年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税 等〕

年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

生活衛生関係

厚労省主管（中企庁と共同要望）／延長

- **交際費課税の特例措置の延長** 〔法人税、法人住民税、事業税〕
飲食店等における消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、交際費課税の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

厚労省単独／延長

- **公害防止用設備に係る特例措置の延長** 〔所得税、法人税、固定資産税〕
公害防止用設備（テトラクロロエチレン溶剤等を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機）に係る特別償却及び固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

その他（独立行政法人関係など）

厚労省単独／27 税改：△法（国税）、二重△（地方税。ただし承継特例のみ○）

- **労働安全衛生総合研究所と労働者健康福祉機構の統合に伴う税制上の所要の措置** 〔不動産取得税、固定資産税 等〕
独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律に基づく労働安全衛生総合研究所と労働者健康福祉機構の統合に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

金融庁、財務省、農林水産省、経済産業省と共管（金融庁まとめ）／新規

- **休眠預金等に係る新たな制度の創設に伴う税制上の所要の措置** 〔個人住民税〕
民間公益活動を促進するために、休眠預金等に係る資金の活用に関して新たな制度を創設することに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

エネ庁と共管（エネ庁まとめ）／延長

- **エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特例措置の適用期限の延長（グリーン投資減税）** 〔所得税、法人税 等〕
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特例措置について、特別償却又は税額控除の適用期限を2年延長する。

<様式>

平成28年度地方税制改正 要望事項総括表

府省庁名 厚生労働省

平成27年 8月 6日現在

要望項目名 (税目)	区分	要望 経緯	税目別記載欄					共同 要望 府省 庁	減収見込額 (百万円)		
			個人 住民 税	法人 住民 税	事業 税	不動 産取 得税	固定 資産 税		事業 所税	その他 の税目	新た に生 ずる 減収 額
単独要望の事項											
1 セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設 (個人住民税)	新	再27	1								
2 セルフメディケーション推進に資する薬局に係る税制措置の創設 (不動産取得税)	新	再26、27				1					
3 個人の健康増進・疾病予防の推進のための税制措置の創設 (個人住民税)	新	初	1								
4 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ等 (地方たばこ税)	新	再27						地方たばこ税			
5 地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設 (個人住民税)	新	初	1								
6 医療法人が設置する医療関係者の養成所に係る不動産取得税等の非課税措置の創設 (不動産取得税、固定資産税)	新	初				1	1				
7 医療に係る消費税の課税のあり方の検討 (地方消費税)	新	再25、26、27						地方消費税			
8 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続 (事業税)	存	毎年			1					▲ 93,590	
9 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続 (事業税)	存	毎年			1					▲ 2,057	
10 社会医療法人の認定取消しに係る一括課税等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置 (法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税)	新	初		1	1	1	1	都市計画税			
11 医療機関の設備投資に関する特例措置の創設 (個人住民税、法人住民税、事業税)	新	初	1	1	1						
12 周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩施設に係る特例措置の延長 (不動産取得税)	延	2回				1					
13 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置及び差押禁止措置等の延長及び新設 (個人住民税、住民税(利子割))	拡延	初	1					住民税(利子割)			
14 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し (国民健康保険税)	拡	再27						国民健康保険税			
15 国民健康保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置 (国民健康保険税)	新	再27						国民健康保険税			
16 子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設 (個人住民税)	新	初	1								
17 ひとり親家庭への支援の充実等に伴い必要な税制上の所要の措置 (個人住民税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税 他)	新	初	1	1		1	1	都市計画税、 特別土地保有 税、徴収規定			

<様式>

平成28年度地方税制改正 要望事項総括表

府省庁名 厚生労働省

平成27年 8月 6日現在

要望項目名 (税目)	区分	要望 経緯	税目別記載欄						共同 要望 府省 庁	減収見込額 (百万円)		
			個人 住民 税	法人 住民 税	事業 税	不動 産 取得 税	固定 資産 税	事業 所 税		その他 の税目	新た に 生 ず る 減 収 額	制度 自体 の 減 収 額
18 戦傷病者等の妻に対する特別給付金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続 (個人住民税、徴収規定)	存	2回	1								▲6	
19 障害者総合支援法の見直しに伴う税制上の所要の措置 (未定)	新	初										
20 協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ (法人住民税)	拡	再27		1								
21 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長等 (法人住民税)	延	2回		1						▲1,261	▲1,539	
22 職業能力開発に係る特定支出控除の範囲の拡大 (個人住民税)	拡	初	1									
23 雇用保険制度の見直し等に伴う税制上の所要の措置 (個人住民税)	拡	初	1									
24 年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しに伴う税制上の所要の措置 (法人住民税、事業税、事業所税、地方消費税)	新	初		1	1			1	地方消費税			
25 公害防止用設備に係る特例措置の延長 (固定資産税)	延	10回					1					
26 労働安全衛生総合研究所と労働者健康福祉機構の統合に伴う税制上の所要の措置 (事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、他)	新	再27			1	1	1	1	都市計画税、 特別土地保有 税、地方消費			
共同要望で主管省庁となる事項												
27 確定給付企業年金の弾力的な運用等に係る税制上の所要の措置 (法人住民税、事業税)	新	初		1	1					金	7000(P)	
28 交際費課税の特例措置の延長 (法人住民税、事業税)	延	再26		1	1					中		
小計												
共同要望で主管省庁ではない事項												
29 休眠預金等に係る新たな制度の創設に伴う税制上の所要の措置 (住民税(利子割))	新	初							住民税(利子 割)	金		
30 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特例措置の適用期限の延長(グリーン投資減税) (個人住民税、法人住民税、事業税)	延	3回	1	1	1					エ		
合 計												

平成 28 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省 医政局地域医療計画課）

制 度 名	地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設	
税 目	所得税	
要 望 の 内 容	<p>地域で必要な医療を確保する上で医師の地域偏在の是正が重要な課題となる中、各地方公共団体において、医学生等に対する修学等資金の貸与（特定の地域や診療科で一定期間勤務した場合には修学等資金の債務を免除）などの医師確保の取組が進められているところである。</p> <p>現行において、地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益については、債務免除の要件として指定する卒業後の勤務先が修学等資金の貸与をした当該地方公共団体が運営等を行う医療機関に限定されておらず、当該地方公共団体と関係がない医療機関も含め、複数選択肢が提示されている場合には、学資金として非課税になると解釈されている。一方で、卒業後の勤務先について、修学等資金の貸与をした当該地方公共団体等が運営等を行う医療機関に限定されている場合には、債務免除益は勤務の対価的性質を有するものとして課税することとされている（※）。</p> <p>今般、地方公共団体における医師確保の取組を更に推進する観点から、地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益に関し、債務免除の要件として指定する医療機関が、当該地方公共団体等が設置運営する医療機関に限定されている場合について、非課税とする措置を講ずることとする。</p> <p>（※）当該解釈は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年 10 月 18 日 大阪国税局 文書回答事例 ・ 平成 24 年 3 月 9 日 名古屋国税局 文書回答事例 <p>による。</p>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲350 百万円 (▲350 百万円) (百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 医師の地域偏在を是正し、地域で必要な医療の確保を図るため、地方公共団体における医師確保の取組を更に推進するものである。</p> <p>(2) 施策の必要性 地域で必要な医療を確保する上で医師の地域偏在の是正が重要な課題となる中、各地方公共団体が貸与する医学生等修学金については、自由開業制の我が国において数少ない有効な医師確保対策の一つとなっており、国としても、地方公共団体の取組を財政・制度面から支援する必要がある。</p> <p>こうした中、一義的には医師の所得に対する課税となるが、医師不足地域において地方公共団体が費用を負担して推進する取組に関し、課税することは、医療政策を推進する上で支障となるおそれがある。</p> <p>また、医学生等修学金は、債務免除の要件として指定する卒業後の勤務先が修学等資金の貸与をした当該地方公共団体等が運営等を行う医療機関に限定されているか否かによって異なる課税の取扱いがなされているが、医学生等修学金を独自に実施している地方公共団体には、医療資源が乏しく、勤務先の選択肢を確保できないような地域があり、医師確保の観点からは、むしろ、そうした地方公共団体の取組に対してこそ、積極的な支援を行う必要がある。</p> <p>さらに、医学生等修学金については、貸与額が多額（大学6年間で概ね1,400万円前後）であるが、入学金、授業料等、医学生等が修学する上で必要な費用について貸与されているものであり、債務免除となる時点では、すでに当該資金を利用した後であるため、債務免除益を含めた上で所得税が課税された場合、医師の負担能力に比して過度な課税がなされるおそれがある。</p> <p>以上を踏まえると、地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益に関し、債務免除の要件として指定する医療機関が、当該地方公共団体等が設置運営する医療機関に限定されている場合について、非課税とする措置を講ずることにより、地方公共団体における医師確保の取組を更に推進する必要がある。</p>		
<p>今回の要望に関連す</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策中目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>地方公共団体における医師確保の取組を支援することにより、地域において必要な医療を提供する体制を整備する。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>恒久的措置</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>—</p>

	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	91件 〈平成27年度医政局地域医療計画課調べ〉
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	地方公共団体が貸与する医学生等修学等資金については、自由開業制の我が国において、数少ない有効な医師確保対策の一つとなっている。医学生等修学等資金の債務免除益が非課税とされれば、医学生等修学等資金を活用するメリットが更に高まり、医師不足地域における医師確保がより一層推進されることが期待される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	債務免除の要件として指定する卒業後の勤務先が修学等資金の貸与をした当該地方公共団体等が運営等を行う医療機関に限定されている場合であっても、そこに勤務する医師が地域医療に広く貢献していることには変わりがなく、医師の地域偏在等の課題がある中、地域の医師確保のための税制措置を講じることとしても、国民の納得が得られるものである。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯	—	

平成28年度税制改正要望事項一覧

【厚生労働省】

(単位:百万円)

	項 目 名 (税 目)	平年度の 減収見込額	制度自体 の減収額	改正 増減収額
単独要望の事項				
1	(新設) 拡充・延長 セルフメディケーションの推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設	試算中		
2	(新設) 拡充・延長 個人の健康増進・疾病予防の推進のための所得控除制度の創設			
3	新設 (拡充) 延長 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ等			
4	(新設) 拡充・延長 地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設	350	350	
5	(新設) 拡充・延長 医療に係る消費税の課税のあり方の検討			
6	(新設) 拡充・延長 社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置			
7	(新設) 拡充・延長 医療機関の設備投資に関する特例措置特別償却制度の創設			
8	新設 (拡充) 延長 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置等の拡充及び延長			
9	(新設) 拡充・延長 国民健康保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置	-	-	-
10	(新設) 拡充・延長 ひとり親家庭への支援の充実等に伴う税制上の所要の措置			
11	(新設) 拡充・延長 国家戦略特別区域限定保育士資格の創設に伴う税制上の所要の措置			
11	新設・拡充 (延長) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続	-	-	-
12	(新設) 拡充・延長 障害者総合支援法の見直し等に伴う税制上の所要の措置			
13	新設 (拡充) 延長 協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ			
14	新設・拡充 (延長) 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長等			
15	新設 (拡充) 延長 職業能力開発に係る特定支出控除の範囲の拡大			
16	新設・拡充 (延長) 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長			
17	(新設) 拡充・延長 雇用保険制度の見直し等に伴う税制上の所要の措置			

18	新設・ 拡充 ・延長	年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しに伴う税制上の所要の措置			
19	新設・ 拡充 ・延長	公害防止用設備に係る特例措置の延長			
小計					
共同要望で主管省庁となる事項					
20	新設・ 拡充 ・延長	子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設			
21	新設・ 拡充 ・延長	確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置			
22	新設・ 拡充 ・延長	交際費課税の特例措置の延長			
小計					
共同要望で主管省庁ではない事項					
24	新設・ 拡充 ・延長	地方拠点強化税制と所得拡大促進税制の併用解除(P)			
23	新設・ 拡充 ・延長	サービス付き高齢者向け住宅に係る割増償却の延長			
24	新設・ 拡充 ・延長	少額取得価額の資産に係る減価償却における損金算入の特例措置の延長			
25	新設・ 拡充 ・延長	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設			
26	新設・ 拡充 ・延長	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特例措置の適用期限の延長(グリーン投資減税)	2,229	73,600	

合 計 平年度の減収見込額 制度自体の減収額 改正増減収額

平成28年度税制改正要望事項一覧

【厚生労働省】

(単位:百万円)

		項 目 名 (税 目)	平年度の 減収見込額	制度自体 の減収額	改正 増減収額
単独要望の事項					
1	新設・ <u>拡充</u> ・延長	セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設	▲ 73,244	-	-
2	新設・ <u>拡充</u> ・延長	個人の健康増進・疾病予防の推進のための所得控除制度の創設	▲ 5,425	-	-
3	新設・ <u>拡充</u> ・延長	地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設	▲ 350	-	-
4	新設・ <u>拡充</u> ・延長	医療に係る消費税の課税のあり方の検討	-	-	-
5	新設・ <u>拡充</u> ・延長	社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置	-	-	-
6	新設・ <u>拡充</u> ・延長	医療機関の設備投資に関する特例措置の創設	-	-	-
7	新設・ <u>拡充</u> ・延長	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置等の拡充及び延長	-	-	-
8	新設・ <u>拡充</u> ・延長	国民健康保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置	-	-	-
10	新設・ <u>拡充</u> ・延長	ひとり親家庭への支援の充実等に伴う税制上の所要の措置	-	-	-
11	新設・ <u>拡充</u> ・延長	保育所等を経営する社会福祉法人に係る寄附税制の拡充	-	-	-
12	新設・ <u>拡充</u> ・延長	戦傷病者等の妻に対する特別給付金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続	精査中	-	-
13	新設・ <u>拡充</u> ・延長	障害者総合支援法の見直し等に伴う税制上の所要の措置	-	-	-
14	新設・ <u>拡充</u> ・延長	協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ	-	-	-
15	新設・ <u>拡充</u> ・延長	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長	▲ 7,500	-	-
16	新設・ <u>拡充</u> ・延長	職業能力開発に係る特定支出控除の範囲の拡大	精査中	-	-
17	新設・ <u>拡充</u> ・延長	障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長	-	▲ 400	-
18	新設・ <u>拡充</u> ・延長	雇用保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	-	-	-
19	新設・ <u>拡充</u> ・延長	年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しに伴う税制上の所要の措置	-	-	-

20	新設・拡充・延長	交際費課税の特例措置の延長	-	-	-
21	新設・拡充・延長	公害防止用設備に係る特例措置の延長	-	▲0	-
小計			▲ 86,519	▲ 400	-
共同要望で主管省庁となる事項					
22	新設・拡充・延長	国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ等	-	-	-
23	新設・拡充・延長	子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設	-	-	-
24	新設・拡充・延長	確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置	-	-	-
小計			-	-	-
共同要望で主管省庁ではない事項					
25	新設・拡充・延長	サービス付き高齢者向け住宅に係る割増償却の延長	-	▲0	-
26	新設・拡充・延長	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長	-	▲ 26,100	-
27	新設・拡充・延長	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設	-	-	-
28	新設・拡充・延長	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特例措置の適用期限の延長(グリーン投資減税)	▲ 2,268	▲ 73,600	▲ 19,000
小計			▲ 2,268	▲ 99,700	▲ 19,000

合 計

平年度の 減収見込額	制度自体 の減収額	改正 増減収額
▲ 88,787	▲ 100,100	▲ 19,000

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>地域に必要な医療を確保する上で医師の地域偏在の是正が重要な課題となる中、各地方公共団体において、医学生等に対する修学等資金の貸与（特定の地域や診療科で一定期間勤務した場合には修学等資金の債務を免除）などの医師確保の取組が進められているところである。</p> <p>現行において、地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益については、債務免除の要件として指定する卒業後の勤務先が修学等資金の貸与をした当該地方公共団体が運営等を行う医療機関に限定されておらず、当該地方公共団体と関係がない医療機関も含め、複数選択肢が提示されている場合には、学資金として非課税になると解釈されている。一方で、卒業後の勤務先について、修学等資金の貸与をした当該地方公共団体等が運営等を行う医療機関に限定されている場合には、債務免除益は勤務の対価的性質を有するものとして課税することとされている（※）。</p> <p>（※）当該解釈は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年10月18日 大阪国税局 文書回答事例 ・ 平成24年3月9日 名古屋国税局 文書回答事例 <p>による。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>今般、地方公共団体における医師確保の取組を更に推進する観点から、地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益に関し、債務免除の要件として指定する医療機関が、当該地方公共団体等が設置運営する医療機関に限定されている場合について、非課税とする措置を講ずることとする。</p>	
関係条文	〔 〕	
減収見込額	[初年度] (▲75) [平年度] (▲75) [改正増減収額] (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>医師の地域偏在を是正し、地域に必要な医療の確保を図るため、地方公共団体における医師確保の取組を更に推進するものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>地域に必要な医療を確保する上で医師の地域偏在の是正が重要な課題となる中、各地方公共団体が貸与する医学生等修学金については、自由開業制の我が国において数少ない有効な医師確保対策の一つとなっており、国としても、地方公共団体の取組を財政・制度面から支援する必要がある。</p> <p>こうした中、一義的には医師の所得に対する課税となるが、医師不足地域において地方公共団体が費用を負担して推進する取組に関し、課税することは、医療政策を推進する上で支障となるおそれがある。</p> <p>また、医学生等修学金は、債務免除の要件として指定する卒業後の勤務先が修学等資金の貸与をした当該地方公共団体等が運営等を行う医療機関に限定されているか否かによって異なる課税の取扱いがなされているが、医学生等修学金を独自に実施している地方公共団体には、医療資源が乏しく、勤務先の選択肢を確保できないような地域があり、医師確保の観点からは、むしろ、そうした地方公共団体の取組に対してこそ、積極的な支援を行う必要がある。</p> <p>さらに、医学生等修学金については、貸与額が多額（大学6年間で概ね1,400万円前後）であるが、入学金、授業料等、医学生等が修学する上で必要な費用について貸与されているものであり、債務免除となる時点では、すで</p>	

	<p>に当該資金を利用した後であるため、債務免除益を含めた上で所得税が課税された場合、医師の負担能力に比して過度な課税がなされるおそれがある。</p> <p>以上を踏まえると、地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益に関し、債務免除の要件として指定する医療機関が、当該地方公共団体等が設置運営する医療機関に限定されている場合について、非課税とする措置を講ずることにより、地方公共団体における医師確保の取組を更に推進する必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標Ⅰ 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策中目標Ⅰ 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>
	政策の達成目標	地方公共団体における医師確保の取組を支援することにより、地域において必要な医療を提供する体制を整備する。
	恒久的措置	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>91件 〈平成27年度医政局地域医療計画課調べ〉</p>
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	地方公共団体が貸与する医学生等修学等資金については、自由開業制の我が国において、数少ない有効な医師確保対策の一つとなっている。医学生等修学等資金の債務免除益が非課税とされれば、医学生等修学等資金を活用するメリットが更に高まり、医師不足地域における医師確保がより一層推進されることが期待される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	債務免除の要件として指定する卒業後の勤務先が修学等資金の貸与をした当該地方公共団体等が運営等を行う医療機関に限定されている場合であっても、そこに勤務する医師が地域医療に広く貢献していることには変わりがなく、医師の地域偏在等の課題がある中、地域の医師確保のための税制措置を講じることとしても、国民の納得が得られるものである。
	ページ	4-2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	4—3

<様式>

平成28年度地方税制改正 要望事項総括表

府省庁名 厚生労働省

平成27年 8月 17日現在

要望項目名 (税目)	区分	要望 経緯	税目別記載欄						共同 要望 府省庁	減収見込額 (百万円)			
			個人 住民税	法人 住民税	事業 税	不動 産取 得税	固定 資産 税	事業 所税		その他 の税目	新た に生 ずる 減収額	制度 自体 の減 収額	改正 増 減収額
単独要望の事項													
1 セルフメディケーションの推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設 (個人住民税)	新	再27	1								試算中		
2 セルフメディケーションの推進に資する薬局に係る税制措置の創設 (不動産取得税)	新	再26、27				1					未定		
3 個人の健康増進・疾病予防の推進のための税制措置の創設 (個人住民税)	新	初	1										
5 地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設 (個人住民税)	新	初	1								▲ 77	▲ 77	
6 医療法人が設置する医療関係者の養成所に係る固定資産税等の非課税措置の創設拡充 (不動産取得税、固定資産税、都市計画税)	新	初				1	1	都市計画税		試算中	試算中	試算中	
7 医療に係る消費税の課税のあり方の検討 (地方消費税)	新	再25、26、27						地方消費税					
8 社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置 (法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税)	新	初		1	1	1	1	都市計画税					
9 医療機関の設備投資に関する特例措置特別償却制度の創設 (個人住民税、法人住民税、事業税)	新	初	1	1	1								
10 国民健康保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置 (地方消費税、国民健康保険税)	新	再27						地方消費税、 国民健康保険 税					

要 望 項 目 名 (税 目)	区分	要 望 経 緯	税 目 別 記 載 欄					共 同 要 望 府 省 庁	減 収 見 込 額 (百万円)				
			個 人 住 民 税	法 人 住 民 税	事 業 税	不 動 産 取 得 税	固 定 資 産 税		事 業 所 税	其 他 の 税 目	新 た に 生 ず る 減 収 額	制 度 自 体 の 減 収 額	改 正 増 減 収 額
11 ひとり親家庭への支援の充実等に伴う税制上の所要の措置 (個人住民税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税 他)	新	初	1	1	1	1	1	1	都市計画税、 特別土地保有 税、地方消費 税、徴収規定				
12 障害者総合支援法の見直しに伴う税制上の所要の措置 (個人住民税、法人住民税、事業税、事業所税、地方消費税)	新	初	1	1	1	1	1	1	都市計画税、 特別土地保有 税、地方消費				
13 年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しに伴う税制上の所要の措置 (法人住民税、事業税、事業所税、地方消費税)	新	初		1	1			1	地方消費税				
14 労働安全衛生総合研究所と労働者健康福祉機構の統合に伴う税制上の所要の措置 (事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、他)	新	再27			1	1	1	1	都市計画税、 特別土地保有 税、地方消費				
15 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し (国民健康保険税)	拡	再27							国民健康保険 税				
16 協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ (法人住民税)	拡	再27		1									
17 職業能力開発に係る特定支出控除の範囲の拡大 (個人住民税)	拡	初	1										
18 雇用保険制度の見直し等に伴う税制上の所要の措置 (個人住民税)	拡	初	1						徴収規定				
19 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置及び差押禁止措置等の拡充及び延長 (個人住民税、住民税(利子割)、地方消費税)	拡延	初、1回	1						住民税(利子 割)、地方消 費税				
20 周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩施設に係る特例措置の延長 (不動産取得税)	延	2回				1							
21 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長等 (法人住民税)	延	2回		1						▲1,261	▲1,539		
28 交際費課税の特例措置の延長 (法人住民税、事業税)	延	再26		1	1					中【P】			
22 公害防止用設備に係る特例措置の延長 (固定資産税)	延	10回					1						
23 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続 (事業税)	存	毎年			1						▲ 93,590		
24 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続 (事業税)	存	毎年			1						▲ 2,057		
25 戦傷病者等の妻に対する特別給付金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続 (個人住民税、徴収規定)	存	2回	1						徴収規定	-	-	-	
小計													
共同要望で主管省庁となる事項													
4 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ等 (地方たばこ税)	新	再27							地方たばこ税	文			
26 子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設 (個人住民税)	新	初	1							内			
27 確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置	新	初	1	1	1					全 紙			

<様式>

平成28年度地方税制改正 要望事項総括表

府省庁名 厚生労働省

平成27年 8月 17日現在

要望項目名 (税目)	区分	要望 経緯	税目別記載欄						共同 要望 府省 庁	減収見込額 (百万円)			
			個人 住民 税	法人 住民 税	事業 税	不動 産 取得 税	固定 資 産 税	事業 所 税		其他 の 税 目	新 た に 生 ず る 減 収 額	制 度 自 体 の 減 収 額	改 正 増 減 収 額
(個人住民税、法人住民税、事業税)				1	1	1				並、経			
小計													
共同要望で主管省庁ではない事項													
29 地方拠点強化税制と所得拡大促進税制の併用解除(P) -(法人住民税)-	新	初			1					内、経			
30 休眠預金等に係る新たな制度の創設に伴う税制上の所要の措置 -(住民税(利子割))-	新	初							住民税(利子割)	金			
29 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特例措置の適用期限の延長(グリーン投資減税) (個人住民税、法人住民税、事業税)	延	3回	再	1	1	1				工、環、農	▲1,079		
小計													
合 計													

要望項目名 (税目)	区分	要望 経緯	税目別記載欄						共同 要望 府省 庁	減収見込額 (百万円)			
			個人 住民 税	法人 住民 税	事業 税	不動 産取 得税	固定 資産 税	事業 所税		その他 の税目	新た に生 ずる 減収 額	制度 自体 の減 収額	改正 増減 収額
単独要望の事項													
1 セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設 (個人住民税)	新	再27	1								試算中		
2 セルフメディケーション推進に資する薬局に係る税制措置の創設 (不動産取得税)	新	再26、27				1					未定		
3 個人の健康増進・疾病予防の推進のための税制措置の創設 (個人住民税)	新	初	1										
4 地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設 (個人住民税)	新	初	1								▲ 77	▲ 77	
5 医療に係る消費税の課税のあり方の検討 (地方消費税)	新	再25、26、27							地方消費税				
6 社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置 (法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税)	新	初		1	1	1	1		都市計画税				
7 医療機関の設備投資に関する特例措置の創設 (個人住民税、法人住民税、事業税)	新	初	1	1	1								
8 国民健康保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置 (地方消費税、国民健康保険税)	新	再27							地方消費税、 国民健康保険 税				
9 ひとり親家庭への支援の充実等に伴う税制上の所要の措置 (個人住民税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税 他)	新	初	1	1		1	1	1	地方消費税、 都市計画税、 特別土地保有 税、地方消費 税				
10 障害者総合支援法の見直しに伴う税制上の所要の措置 (個人住民税、法人住民税、事業税、事業所税、地方消費税)	新	初	1	1	1	1	1	1	都市計画税、 特別土地保有 税、地方消費 税				
11 年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しに伴う税制上の所要の措置 (法人住民税、事業税、事業所税、地方消費税)	新	初		1	1			1	地方消費税				
12 労働安全衛生総合研究所と労働者健康福祉機構の統合に伴う税制上の所要の措置 (事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、他)	新	再27			1	1	1	1	都市計画税、 特別土地保有 税、地方消費 税				
13 医療法人が設置する医療関係者の養成所に係る固定資産税等の非課税措置の拡充 (不動産取得税、固定資産税、都市計画税)	拡	初				1	1		都市計画税		試算中	試算中	試算中
14 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し (国民健康保険税)	拡	再27							国民健康保険 税				
15 協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ (法人住民税)	拡	再27		1									
16 職業能力開発に係る特定支出控除の範囲の拡大 (個人住民税)	拡	初	1										
17 雇用保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置 (個人住民税)	拡	初	1						徴収規定				

<様式>

平成28年度地方税制改正 要望事項総括表

府省庁名 厚生労働省

平成27年 8月 31日現在

要望項目名 (税目)	区分	要望 経緯	税目別記載欄					共同 要望 府省 庁	減収見込額 (百万円)			
			個人 住民 税	法人 住民 税	事業 税	不動 産 取得 税	固定 資産 税		その 他の 税目	新た に 生ず る 減収 額	制度 自体 の 減収 額	改正 増 減収 額
18 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置及び差押禁止措置等の拡充及び延長 (個人住民税)	拡延	初	1									
19 周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩施設に係る特例措置の延長 (不動産取得税)	延	2回				1						
20 雇用の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長 (法人住民税)	延	2回		1					▲1,261	▲1,539		
21 交際費課税の特例措置の延長 (法人住民税、事業税)	延	再26		1	1							
22 公害防止用設備に係る特例措置の延長 (固定資産税)	延	10回					1					
23 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続 (事業税)	存	毎年			1					▲ 93,590		
24 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続 (事業税)	存	毎年			1					▲ 2,057		
25 戦傷病者等の妻に対する特別給付金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続 (個人住民税、徴収規定)	存	2回	1					徴収規定	-	-	-	
小計												
共同要望で主管省庁となる事項												
26 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ等 (地方たばこ税)	新	再27						地方たばこ税	文			
27 子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設 (個人住民税)	新	初	1						内			
28 確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置 (個人住民税、法人住民税、事業税)	新	初	1	1	1				金、経			
小計												
共同要望で主管省庁ではない事項												
29 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特例措置の適用期限の延長 (グリーン投資減税) (個人住民税、法人住民税、事業税)	延	3回	1	1	1				工、 環、 農	▲1,079		
小計												
合 計												

国税に対する要望との対比表

府省庁名：厚生労働省

国 税 に 対 す る 要 望 (所 得 税 ・ 法 人 税 に 係 る も の)			地 方 税 に 対 す る 要 望					
要望 番号	要 望 項 目 名	要 望 税 目	対 応 す る 要 望 の 有 無		「対応する要望の有無」が○の場合		「対応する要望の有無」が×の場合	
					要望 番号	要 望 項 目 名	地方税に対する要望をしない理由 (対応する要望がない場合)	
例 1	○○に関する特別償却措置の創設	所得税	○	個人住民税	×		特別償却のみの要望であるため。	
		法人税	○	法人住民税	×		特別償却のみの要望であるため。	
				法人事業税	×		特別償却のみの要望であるため。	
例 2	○○を取得した場合の特別償却 又は税額の特別控除	所得税	○	個人住民税	×		地方税については税額控除を要望せず、特別 償却のみを要望するものであるため。	
		法人税	○	法人住民税	○	1	○○を取得した場合の特別償却 又は税額の特別控除	
				法人事業税	○	1	○○を取得した場合の特別償却 又は税額の特別控除	
1	セルフメディケーション推進の ための一般用医薬品等に関する 所得控除制度の創設	所得税	○	個人住民税	○	1	セルフメディケーション推進のための一般 用医薬品等に関する所得控除制度の創設	
		法人税		法人住民税				
				法人事業税				
2	個人の健康増進・疾病予防の推 進のための所得控除制度の創設	所得税	○	個人住民税	○	3	個人の健康増進・疾病予防の推進のための 所得控除制度の創設	
		法人税		法人住民税				
				法人事業税				
4	地方公共団体が医学生等に貸与 した修学等資金に係る債務免除 益の非課税措置の創設	所得税	○	個人住民税	○	5	地方公共団体が医学生等に貸与した修学等 資金に係る債務免除益の非課税措置の創設	
		法人税		法人住民税				
				法人事業税				
6	社会医療法人の認定取消しに係 る一括課税の見直し等の医療法 人制度改革に伴う税制上の所要 の措置	所得税		個人住民税				
		法人税	○	法人住民税	○	10	社会医療法人の認定取消しに係る一括課税 の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制 上の所要の措置	
				法人事業税	○	10	社会医療法人の認定取消しに係る一括課税 の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制 上の所要の措置	
7	医療機関の設備投資に関する特 例措置特別償却制度の創設	所得税	○	個人住民税	×		個人住民税の税額控除は要望対象外のため	
		法人税	○	法人住民税	○	11	医療機関の設備投資に関する特例措置特別 償却制度の創設	
				法人事業税	○	11	医療機関の設備投資に関する特例措置特別 償却制度の創設	
8	特定B型肝炎ウイルス感染者給 付金等に係る非課税措置等の拡 充及び延長	所得税	○	個人住民税	○	13	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等に係 る非課税措置の拡充及び延長	
		法人税		法人住民税				
				法人事業税				

国 税 に 対 す る 要 望 (所 得 税 ・ 法 人 税 に 係 る も の)				地 方 税 に 対 す る 要 望				
要 望 番 号	要 望 項 目 名	要 望 税 目	対 応 す る 要 望 の 有 無	「 対 応 す る 要 望 の 有 無 」 が ○ の 場 合		「 対 応 す る 要 望 の 有 無 」 が × の 場 合		
				要 望 番 号	要 望 項 目 名	地 方 税 に 対 す る 要 望 を し な い 理 由 (対 応 す る 要 望 が な い 場 合)		
9	子 育 て 支 援 に 要 す る 費 用 に 係 る 税 制 措 置 の 創 設	所 得 税	○	個 人 住 民 税	○	19	子 育 て 支 援 に 要 す る 費 用 に 係 る 税 制 措 置 の 創 設	
		法 人 税		法 人 住 民 税				
				法 人 事 業 税				
10	ひ と り 親 家 庭 へ の 支 援 の 充 実 等 に 伴 う 税 制 上 の 所 要 の 措 置	所 得 税	○	個 人 住 民 税	○	20	ひ と り 親 家 庭 へ の 支 援 の 充 実 等 に 伴 い 必 要 な 税 制 上 の 所 要 の 措 置	
		法 人 税		法 人 住 民 税	○	20	ひ と り 親 家 庭 へ の 支 援 の 充 実 等 に 伴 い 必 要 な 税 制 上 の 所 要 の 措 置	
				法 人 事 業 税	○	20	ひ と り 親 家 庭 へ の 支 援 の 充 実 等 に 伴 い 必 要 な 税 制 上 の 所 要 の 措 置	
24	サ ー ビ ス 付 き 高 齢 者 向 け 住 宅 の 割 増 償 却 の 延 長	所 得 税	○	個 人 住 民 税	×			特 別 償 却 の み の 要 望 だ る た め。
		法 人 税		法 人 住 民 税	×			特 別 償 却 の み の 要 望 だ る た め。
				法 人 事 業 税	×			特 別 償 却 の み の 要 望 だ る た め。
12	戦 傷 病 者 等 の 妻 に 対 す る 特 別 給 付 金 に 関 す る 非 課 税 措 置 及 び 差 押 禁 止 措 置 の 存 続	所 得 税	○	個 人 住 民 税	○	16	戦 傷 病 者 等 の 妻 に 対 す る 特 別 給 付 金 に 関 す る 非 課 税 措 置 及 び 差 押 禁 止 措 置 の 存 続	
		法 人 税		法 人 住 民 税				
				法 人 事 業 税				
13	障 害 者 総 合 支 援 法 の 見 直 し 等 に 伴 う 税 制 上 の 所 要 の 措 置	所 得 税	○	個 人 住 民 税	○	19	障 害 者 総 合 支 援 法 の 見 直 し 等 に 伴 う 税 制 上 の 所 要 の 措 置	
		法 人 税		法 人 住 民 税	○	19	障 害 者 総 合 支 援 法 の 見 直 し 等 に 伴 う 税 制 上 の 所 要 の 措 置	
				法 人 事 業 税	○	19	障 害 者 総 合 支 援 法 の 見 直 し 等 に 伴 う 税 制 上 の 所 要 の 措 置	
14	協 同 組 合 の 特 性 を 踏 ま え た 法 人 税 に 係 る 軽 減 税 率 の 引 下 げ	所 得 税		個 人 住 民 税				
		法 人 税		法 人 住 民 税	○	18	協 同 組 合 の 特 性 を 踏 ま え た 法 人 税 に 係 る 軽 減 税 率	
				法 人 事 業 税	×			課 税 標 準 の 算 定 に 含 ま れ ず 、 税 収 に 影 響 を 与 え な い た め
11	国 家 戦 略 特 別 区 域 限 定 保 育 士 資 格 の 創 設 に 伴 う 税 制 上 の 所 要 の 措 置	所 得 税	○	個 人 住 民 税	×			課 税 標 準 の 算 定 に 含 ま れ ず 、 税 収 に 影 響 を 与 え な い た め
		法 人 税		法 人 住 民 税	×			課 税 標 準 の 算 定 に 含 ま れ ず 、 税 収 に 影 響 を 与 え な い た め
				法 人 事 業 税	×			課 税 標 準 の 算 定 に 含 ま れ ず 、 税 収 に 影 響 を 与 え な い た め
15	雇 用 者 の 数 が 増 加 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 の 延 長 等	所 得 税	○	個 人 住 民 税	×	21		個 人 住 民 税 の 税 額 控 除 は 要 望 対 象 外 の た め
		法 人 税		法 人 住 民 税	○	21	雇 用 者 の 数 が 増 加 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 の 延 長 等	
				法 人 事 業 税	×			課 税 標 準 の 算 定 に 含 ま れ ず 、 税 収 に 影 響 を 与 え な い た め
16	職 業 能 力 開 発 に 係 る 特 定 支 出 控 除 の 範 囲 の 拡 大	所 得 税	○	個 人 住 民 税	○	22	職 業 能 力 開 発 に 係 る 特 定 支 出 控 除 の 範 囲 の 拡 大	
		法 人 税		法 人 住 民 税				
				法 人 事 業 税				
17	障 害 者 を 多 数 雇 用 す る 場 合 の 機 械 等 の 割 増 償 却 制 度 の 適 用 期 限 の 延 長	所 得 税	○	個 人 住 民 税	×			特 別 償 却 の み の 要 望 だ る た め。
		法 人 税		法 人 住 民 税	×			特 別 償 却 の み の 要 望 だ る た め。
				法 人 事 業 税	×			特 別 償 却 の み の 要 望 だ る た め。
18	雇 用 保 険 制 度 の 見 直 し 等 に 伴 う 税 制 上 の 所 要 の 措 置	所 得 税	○	個 人 住 民 税	○	23	雇 用 保 険 制 度 の 見 直 し 等 に 伴 う 税 制 上 の 所 要 の 措 置	
		法 人 税		法 人 住 民 税				
				法 人 事 業 税				
21	確 定 給 付 企 業 年 金 の 弾 力 的 な 運 営 等 に 係 る 税 制 上 の 所 要 の 措 置	所 得 税	○	個 人 住 民 税	○	24	確 定 給 付 企 業 年 金 の 弾 力 的 な 運 営 等 に 係 る 税 制 上 の 所 要 の 措 置	
		法 人 税		法 人 住 民 税	○	24	確 定 給 付 企 業 年 金 の 弾 力 的 な 運 営 等 に 係 る 税 制 上 の 所 要 の 措 置	
				法 人 事 業 税	○	24	確 定 給 付 企 業 年 金 の 弾 力 的 な 運 営 等 に 係 る 税 制 上 の 所 要 の 措 置	

国 税 に 対 す る 要 望 (所 得 税 ・ 法 人 税 に 係 る も の)				地 方 税 に 対 す る 要 望			
要 望 番 号	要 望 項 目 名	要 望 税 目	対 応 す る 要 望 の 有 無		「 対 応 す る 要 望 の 有 無 」 が ○ の 場 合		「 対 応 す る 要 望 の 有 無 」 が × の 場 合
					要 望 番 号	要 望 項 目 名	地 方 税 に 対 す る 要 望 を し な い 理 由 (対 応 す る 要 望 が な い 場 合)
19	年 金 積 立 金 管 理 運 用 独 立 行 政 法 人 の ガ バ ナ ン ス 体 制 の 見 直 し に 伴 う 税 制 上 の 所 要 の 措 置	所 得 税	○	個 人 住 民 税	×		法 人 が 支 払 い を 受 け る 利 子 に か か る 住 民 税 (利 子 割) は 平 成 28 年 1 月 に 廃 止 予 定 の た め
		法 人 税	○	法 人 住 民 税	○	25	年 金 積 立 金 管 理 運 用 独 立 行 政 法 人 の ガ バ ナ ン ス 体 制 の 見 直 し に 伴 う 税 制 上 の 所 要 の 措 置
				法 人 事 業 税	○	25	年 金 積 立 金 管 理 運 用 独 立 行 政 法 人 の ガ バ ナ ン ス 体 制 の 見 直 し に 伴 う 税 制 上 の 所 要 の 措 置
22	交 際 費 課 税 の 特 例 措 置 の 延 長	所 得 税		個 人 住 民 税			
		法 人 税	○	法 人 住 民 税	○	26	交 際 費 課 税 の 特 例 措 置 の 延 長
				法 人 事 業 税	○	26	交 際 費 課 税 の 特 例 措 置 の 延 長
25	少 額 取 得 価 額 の 資 産 に 係 る 減 価 償 却 に お け る 損 金 算 入 の 特 例 措 置 の 延 長	所 得 税		個 人 住 民 税			
		法 人 税	○	法 人 住 民 税	×		特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め。
				法 人 事 業 税	×		特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め。
20	公 害 防 止 用 設 備 に 係 る 特 例 措 置 の 延 長	所 得 税		個 人 住 民 税			
		法 人 税	○	法 人 住 民 税	×		特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め。
				法 人 事 業 税	×		特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め。

国税に対する要望 (所得税・法人税に係るもの)			地方税に対する要望				
要望 番号	要望項目名	要望税目	対応する 要望の有無		「対応する要望の有無」が○の場合		「対応する要望の有無」が×の場合
					要望 番号	要望項目名	地方税に対する要望をしない理由 (対応する要望がない場合)
23	地方拠点強化税制と所得拡大促進税制の併用解除(P)	所得税	○	個人住民税	×		課税標準の算定に含まれず、税収に影響を与えないため
		法人税	○	法人住民税	○	29	
				法人事業税	×		
27	エネルギー環境負荷低減推進設備等取得した場合の特例措置の適用期限の延長(グリーン投資減税)	所得税	○	個人住民税	○	31	エネルギー環境負荷低減推進設備等取得した場合の特例措置の適用期限の延長(グリーン投資減税)
		法人税	○	法人住民税	○	31	エネルギー環境負荷低減推進設備等取得した場合の特例措置の適用期限の延長(グリーン投資減税)
				法人事業税	○	31	エネルギー環境負荷低減推進設備等取得した場合の特例措置の適用期限の延長(グリーン投資減税)

(記入に関する注意点)

- ・国税の要望のうち、所得税・法人税に関するものについて全て記入し、該当する税目欄に「○」を付けること。
- ・国税の要望に対応する地方税の要望の有無について、該当する税目欄に「○」を付けること。
- ・所得税の要望と対応する個人住民税の要望がない場合、及び法人税の要望と対応する法人住民税及び法人事業税の要望がない場合は、その理由を明記すること。
- ・所得税・法人税の要望内容に変更が生じた場合等で本表の修正が必要となるときは、修正の上速やかに提出すること。
- ・本表が2枚以上にわたる場合には、右下にページを付すこと。また、用紙はA4とし、紙媒体提出時は縦左上綴りで統一すること。

国税に対する要望との対比表

府省庁名：厚生労働省

国税に対する要望 (所得税・法人税に係るもの)				地方税に対する要望					
要望 番号	要望項目名	要望税目	対応する 要望の有無	「対応する要望の有無」が○の場合		「対応する要望の有無」が×の場合			
				要望 番号	要望項目名	地方税に対する要望をしない理由 (対応する要望がない場合)			
1	セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設	所得税	○	個人住民税	○	1	セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設		
		法人税		法人住民税					
				法人事業税					
3	個人の健康増進・疾病予防の推進のための所得控除制度の創設	所得税	○	個人住民税	○	3	個人の健康増進・疾病予防の推進のための所得控除制度の創設		
		法人税		法人住民税					
				法人事業税					
4	地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設	所得税	○	個人住民税	○	4	地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設		
		法人税		法人住民税					
				法人事業税					
6	社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置	所得税		個人住民税					
		法人税	○	法人住民税	○	6	社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置		
				法人事業税	○	6	社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置		
7	医療機関の設備投資に関する特例措置の創設	所得税	○	個人住民税	×			個人住民税の税額控除は要望対象外のため	
		法人税	○	法人住民税	○	7	医療機関の設備投資に関する特例措置の創設		
				法人事業税	○	7	医療機関の設備投資に関する特例措置の創設		
9	ひとり親家庭への支援の充実等に伴う税制上の所要の措置	所得税	○	個人住民税	○	9	ひとり親家庭への支援の充実等に伴う税制上の所要の措置		
		法人税	○	法人住民税	○	9	ひとり親家庭への支援の充実等に伴う税制上の所要の措置		
				法人事業税	○	9	ひとり親家庭への支援の充実等に伴う税制上の所要の措置		
10	障害者総合支援法の見直し等に伴う税制上の所要の措置	所得税	○	個人住民税	○	10	障害者総合支援法の見直し等に伴う税制上の所要の措置		
		法人税	○	法人住民税	○	10	障害者総合支援法の見直し等に伴う税制上の所要の措置		
				法人事業税	○	10	障害者総合支援法の見直し等に伴う税制上の所要の措置		
11	年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しに伴う税制上の所要の措置	所得税	○	個人住民税	×			法人が支払いを受ける利子にかかる住民税(利子割)は平成28年1月に廃止予定のため	
		法人税	○	法人住民税	○	11	年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しに伴う税制上の所要の措置		
				法人事業税	○	11	年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しに伴う税制上の所要の措置		
15	協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ	所得税		個人住民税					
		法人税	○	法人住民税	○	15	協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率		
				法人事業税	×			課税標準の算定に含まれず、税収に影響を与えないため	
16	職業能力開発に係る特定支出控除の範囲の拡大	所得税	○	個人住民税	○	16	職業能力開発に係る特定支出控除の範囲の拡大		
		法人税		法人住民税					
				法人事業税					
17	雇用保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	所得税	○	個人住民税	○	17	雇用保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置		
		法人税		法人住民税					
				法人事業税					
18	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置等の拡充及び延長	所得税	○	個人住民税	○	18	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置等の拡充及び延長		
		法人税		法人住民税					
				法人事業税					

国 税 に 対 す る 要 望 (所 得 税 ・ 法 人 税 に 係 る も の)			地 方 税 に 対 す る 要 望					
要 望 番 号	要 望 項 目 名	要 望 税 目	対 応 す る 要 望 の 有 無		「 対 応 す る 要 望 の 有 無 」 が ○ の 場 合		「 対 応 す る 要 望 の 有 無 」 が × の 場 合	
			要 望 番 号	要 望 項 目 名	要 望 番 号	要 望 項 目 名	地 方 税 に 対 す る 要 望 を し な い 理 由 (対 応 す る 要 望 が な い 場 合)	
20	雇 用 者 の 数 が 増 加 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 の 延 長	所 得 税	○	個 人 住 民 税	×	20		個 人 住 民 税 の 税 額 控 除 は 要 望 対 象 外 の た め
		法 人 税	○	法 人 住 民 税	○	20	雇 用 者 の 数 が 増 加 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 の 延 長	
				法 人 事 業 税	×			課 税 標 準 の 算 定 に 含 ま れ ず 、 税 収 に 影 響 を 与 え な い た め
21	交 際 費 課 税 の 特 例 措 置 の 延 長	所 得 税		個 人 住 民 税				
		法 人 税	○	法 人 住 民 税	○	21	交 際 費 課 税 の 特 例 措 置 の 延 長	
				法 人 事 業 税	○	21	交 際 費 課 税 の 特 例 措 置 の 延 長	
22	公 害 防 止 用 設 備 に 係 る 特 例 措 置 の 延 長	所 得 税		個 人 住 民 税				
		法 人 税	○	法 人 住 民 税	×			特 別 償 却 と 固 定 資 産 税 の み の 要 望 で あ る た め
				法 人 事 業 税	×			特 別 償 却 と 固 定 資 産 税 の み の 要 望 で あ る た め
25	戦 傷 病 者 等 の 妻 に 対 す る 特 別 給 付 金 に 関 す る 非 課 税 措 置 及 び 差 押 禁 止 措 置 の 存 続	所 得 税	○	個 人 住 民 税	○	25	戦 傷 病 者 等 の 妻 に 対 す る 特 別 給 付 金 に 関 す る 非 課 税 措 置 及 び 差 押 禁 止 措 置 の 存 続	
		法 人 税		法 人 住 民 税				
				法 人 事 業 税				
27	子 育 て 支 援 に 要 す る 費 用 に 係 る 税 制 措 置 の 創 設	所 得 税	○	個 人 住 民 税	○	27	子 育 て 支 援 に 要 す る 費 用 に 係 る 税 制 措 置 の 創 設	
		法 人 税		法 人 住 民 税				
				法 人 事 業 税				
28	確 定 給 付 企 業 年 金 の 弾 力 的 な 運 営 等 に 係 る 税 制 上 の 所 要 の 措 置	所 得 税	○	個 人 住 民 税	○	28	確 定 給 付 企 業 年 金 の 弾 力 的 な 運 営 等 に 係 る 税 制 上 の 所 要 の 措 置	
		法 人 税	○	法 人 住 民 税	○	28	確 定 給 付 企 業 年 金 の 弾 力 的 な 運 営 等 に 係 る 税 制 上 の 所 要 の 措 置	
				法 人 事 業 税	○	28	確 定 給 付 企 業 年 金 の 弾 力 的 な 運 営 等 に 係 る 税 制 上 の 所 要 の 措 置	
29	エ ネ ル ギ ー 環 境 負 荷 低 減 推 進 設 備 等 を 取 得 し た 場 合 の 特 例 措 置 の 適 用 期 限 の 延 長 (グ リ ー ン 投 資 減 税)	所 得 税	○	個 人 住 民 税	×			個 人 住 民 税 の 税 額 控 除 は 要 望 対 象 外 の た め
		法 人 税	○	法 人 住 民 税	○	29	エ ネ ル ギ ー 環 境 負 荷 低 減 推 進 設 備 等 を 取 得 し た 場 合 の 特 例 措 置 の 適 用 期 限 の 延 長 (グ リ ー ン 投 資 減 税)	
				法 人 事 業 税	○	29	エ ネ ル ギ ー 環 境 負 荷 低 減 推 進 設 備 等 を 取 得 し た 場 合 の 特 例 措 置 の 適 用 期 限 の 延 長 (グ リ ー ン 投 資 減 税)	
-	保 育 所 等 を 経 営 す る 社 会 福 祉 法 人 に 係 る 寄 附 税 制 の 拡 充	所 得 税	○	個 人 住 民 税	×			所 得 税 の 所 得 控 除 に 対 す る 要 望 で あ る た め (個 人 住 民 税 の 税 額 控 除 は 要 望 対 象 外)
		法 人 税		法 人 住 民 税				
				法 人 事 業 税				
-	サ ー ビ ス 付 き 高 齢 者 向 け 住 宅 の 割 増 償 却 の 延 長	所 得 税	○	個 人 住 民 税	×			特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め
		法 人 税	○	法 人 住 民 税	×			特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め
				法 人 事 業 税	×			特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め
-	障 害 者 を 多 数 雇 用 す る 場 合 の 機 械 等 の 割 増 償 却 制 度 の 適 用 期 限 の 延 長	所 得 税	○	個 人 住 民 税	×			特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め
		法 人 税	○	法 人 住 民 税	×			特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め
				法 人 事 業 税	×			特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め
-	中 小 企 業 者 等 の 少 額 減 価 償 却 資 産 の 取 得 価 額 の 損 金 算 入 の 特 例 措 置 の 延 長	所 得 税	○	個 人 住 民 税	×			特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め
		法 人 税	○	法 人 住 民 税	×			特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め
				法 人 事 業 税	×			特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め

(記 入 に 関 す る 注 意 点)

- ・ 国 税 の 要 望 の う ち 、 所 得 税 ・ 法 人 税 に 関 す る も の に つ い て 全 て 記 入 し 、 該 当 す る 税 目 欄 に 「 ○ 」 を 付 け る こ と
- ・ 国 税 の 要 望 に 対 応 す る 地 方 税 の 要 望 の 有 無 に つ い て 、 該 当 す る 税 目 欄 に 「 ○ 」 を 付 け る こ と
- ・ 所 得 税 の 要 望 と 対 応 す る 個 人 住 民 税 の 要 望 が な い 場 合 、 及 び 法 人 税 の 要 望 と 対 応 す る 法 人 住 民 税 及 び 法 人 事 業 税 の 要 望 が な い 場 合 は 、 そ の 理 由 を 明 記 す る こ と
- ・ 所 得 税 ・ 法 人 税 の 要 望 内 容 に 変 更 が 生 じ た 場 合 等 で 本 表 の 修 正 が 必 要 と な る と き は 、 修 正 の 上 速 や か に 提 出 す る こ と
- ・ 本 表 が 2 枚 以 上 に わ た る 場 合 に は 、 右 下 に ペ ー ジ を 付 す こ と

平成 27 年 8 月 26 日
医政局地域医療計画課

**地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置
の創設に係る試算（所得税）**

① 減収見込額

約 2 億 7 千万円

② 計算方法

課税関係が生ずる可能性のある地方公共団体が貸与する医学生等修学等資金
の債務が免除される者の数 (a)

×

医学生等修学等資金等の債務免除益に係る課税額 (b)

(a) :

- 課税関係が生ずる可能性のある地方公共団体数 (※1) : 91 (市町村)
- 債務免除の方法として、一定期間、指定する勤務先に勤務することで、
一括して債務免除とする制度としている地方公共団体の割合 (※1) : 58 (%)
(補足) 実際の減収額については、一括して債務免除としている地方公共団体だけで
なく、分割して債務免除とする制度を設けている地方公共団体の実施する修学等
資金分についても含まれるため、多少の増額が見込まれる。
- 各市区町村における債務免除者の該当見込み (※1) : 1 (名)

市町村が貸与する医学生等修学等資金の債務が免除される者の数 :

91 (市町村) × 58 (%) × 1 (名) ≒ 53 (名)

(b) :

医師の平均給与 (※2) : 1,506 (万円)

大学 6 年間、修学等資金を貸与した場合の貸与額 (※1) : 1,421 (万円)

<配偶者 1 名、扶養者 1 名 (16 歳未満) の医師をモデルケースとした場合>

(注 1) 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

(注 2) この他、平成 25 年 1 月から平成 49 年 12 月までの時限措置として、所得税に
対して 2.1% の復興特別所得税が課される。

▼修学等資金債務免除益が課税される場合の所得税

$(1,506+1,421)$ (給与収入) — 245 (給与所得控除) — $(38+38+38)$ (所得控除 (基礎控除+配偶者控除+扶養控除)) — 114 (社会保険料控除) = $2,454$ (万円)

$2,454$ (万円) × 0.4 (税率) — 280 (控除額) = 702 (万円)

▼修学等資金債務免除益が課税されない場合の所得税

$1,506$ (給与収入) — 245 (給与所得控除) — $(38+38+38)$ (所得控除 (基礎控除+配偶者控除+扶養控除)) — 114 (社会保険料控除) = $1,033$ (万円)

$1,033$ (万円) × 0.33 (税率) — 154 (控除額) = 187 (万円)

▼一人あたり減税額

702 — 187 = 515 (万円)

③ 計算結果

53 (名) × 515 (万円) = $27,295$ (万円)

補足

(※1) 厚生労働省医政局地域医療計画課調べ

(※2) 第19回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告 -平成25年度実施-

平成 27 年 8 月 26 日
医政局地域医療計画課

**地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置
の創設に係る試算（個人住民税）**

① 減収見込額

約 7 千 5 百万円

② 計算方法

(a) :

- 課税関係が生ずる可能性のある地方公共団体数 (※1) : 91 (市町村)
- 債務免除の方法として、一定期間、指定する勤務先に勤務することで、一括して債務免除とする制度としている地方公共団体の割合 (※1) : 58 (%)
(補足) 実際の減収額については、一括して債務免除としている地方公共団体だけでなく、分割して債務免除とする制度を設けている地方公共団体の実施する修学等資金分についても含まれるため、多少の増額が見込まれる。
- 各市区町村における債務免除者の該当見込み (※1) : 1 (名)

市町村が貸与する医学生等修学等資金の債務が免除される者の数 :

$$91 \text{ (市町村)} \times 58 \text{ (\%)} \times 1 \text{ (名)} \doteq 53 \text{ (名)}$$

(b) :

医師の平均給与 (※2) : 1, 506 (万円)

大学 6 年間、修学等資金を貸与した場合の貸与額 (※1) : 1, 421 (万円)

<配偶者 1 名、扶養者 1 名 (16 歳未満) の医師をモデルケースとした場合>

(注 1) 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

▼修学等資金債務免除益が課税される場合の所得税

$$(1, 506 + 1, 421) \text{ (給与収入)} - 245 \text{ (給与所得控除)} - (33 + 33) \text{ (所得控除 (基礎控除 + 配偶者控除))} - 114 \text{ (社会保険料控除)} = 2, 502 \text{ (万円)}$$
$$\underline{2, 502 \text{ (万円)} \times 0.1 \text{ (税率)} = 250.2 \text{ (万円)}}$$

▼修学等資金債務免除益が課税されない場合の所得税

1,506 (給与収入) — 245 (給与所得控除) — (33+33) (所得控除 (基礎控除+配偶者控除)) — 114 (社会保険料控除) = 1,081 (万円)

1,081 (万円) × 0.1 (税率) = 108.1 (万円)

▼一人あたり減税額

250.2 — 108.1 = 142.1 (万円)

③ 計算結果

53 (名) × 142.1 (万円) = 7,531.3 (万円)

補足

(※1) 厚生労働省医政局地域医療計画課調べ

(※2) 第19回医療経済実態調査 (医療機関等調査) 報告 -平成25年度実施-

1. 現状

- 各地方公共団体では、地域の医師確保対策として、医学生等に対して修学等資金を貸与し、当該医学生が卒業後一定期間、当該地方公共団体が指定する医療機関に勤務したことを要件に、当該修学等資金の返還債務を免除する制度を設けている。
- この債務免除益については、当該地方公共団体が指定する医療機関が、
 - ・ 当該地方公共団体以外が設置運用するものも含め、複数選択肢提示されている場合には、学資金として非課税
 - ・ 当該地方公共団体が設置主体である医療機関に限定されている場合には、給与所得として課税
 する取扱いとなっている。

2. 要望の必要性

- 地域で必要な医療を確保する上で医師の地域偏在の是正が重要な課題となる中、各地方公共団体が貸与する医学生等修学金については、自由開業制の我が国において数少ない有効な医師確保対策の一つとなっており、国としても、地方公共団体の取組を財政・制度面から支援する必要がある。
- 医学生等修学等資金貸与事業を独自に実施している地方公共団体には、医療資源が乏しく、勤務先の選択肢を確保できないような地域があり、医師確保、医師の地域偏在の是正の観点からは、むしろ、そうした地方公共団体の取組に対してこそ、積極的な支援を行う必要がある。

モデルケース

大学6年間、修学等資金の貸与を受けていた医師（配偶者1名、被扶養者1名）が9年間、指定の医療機関で働き、一括して債務免除される場合の課税額（所得税）

給与：約1,506（万円）

修学等資金貸与額（6年間合計）：約1,421（万円）

課税額（所得税）：約702（万円）^(※)

(※) $\{2,927 \text{ (給与収入)} - 245 \text{ (給与所得控除)}$

$- 228 \text{ (所得控除)}\} \times 0.4 \text{ (税率)} - 280$

(注1) 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

(注2) この他、平成25年1月から平成49年12月までの時限措置として、所得税に対して2.1%の復興特別所得税が課される。

3. 要望内容

地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益について、非課税とする措置を講ずる。

平成 28 年度 厚生労働省 主な税制改正要望

*印を付している項目は他省庁と共同要望をしている項目

健康・医療

○ セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設 〔所得税、個人住民税〕

セルフメディケーションの推進により医療費を削減する観点から、医療保険制度における実効性ある枠組みの構築とあわせ、要指導医薬品及び一般用医薬品を年間1万円以上購入した世帯に対して、その購入費用を対象とする所得控除制度を創設する。

○ セルフメディケーション推進に資する薬局に係る税制措置の創設 〔不動産取得税〕

セルフメディケーションの推進に関し、国民が気軽に健康相談等を行うことができる環境を整えるため、充実した健康相談等の体制や設備などを有する薬局のうち、中小企業者が開設するものに係る不動産についての不動産取得税の軽減措置を創設する。

○ 個人の健康増進・疾病予防の推進のための所得控除制度の創設 〔所得税、個人住民税〕

健康増進や疾病予防などの自助努力を促進し、がんを含む生活習慣病等の予防及びこれによる医療費適正化を図る観点から、市町村や医療保険者等が行うがん検診、特定健診、予防接種、人間ドックなどに要する費用を対象とする所得控除制度を創設する。

* ○ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ等 〔たばこ税、たばこ特別税、地方たばこ税〕

国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、以下の措置を講ずる。

- ① たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。
- ② かぎ用の製造たばこ等に関して、課税の換算方法を見直す。

○ 地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設 〔所得税、個人住民税〕

地域における医師確保の取組を更に推進するため、地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益について、非課税とする措置を創設する。

○ 医療に係る消費税の課税のあり方の検討 〔消費税、地方消費税〕

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当分を「見える化」することなどにより実態の正確な把握を行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

○ 医療機関の設備投資に関する特例措置の創設 〔所得税、法人税 等〕

人口構造の変化に応じ、質が高く効率的な医療を提供するため、地域医療構想に沿った病床の機能分化・連携、医療分野におけるICT化の推進、医療従事者の勤務環境の改善、環境問題や非常時への対応などに資する固定資産を医療機関が取得した場合に、特別償却又は税額控除を認める措置を創設する。

子ども・子育て

*** ○ 子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設** 〔所得税、個人住民税〕

仕事と家庭を両立し、女性の活躍を促進する等の観点から、ベビーシッターの利用等の子育て支援に要する費用の一部について、税制上の所要の措置を講ずる。

○ ひとり親家庭への支援の充実等に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税 等〕

ひとり親家庭や多子世帯への支援の充実、社会的養護の推進、児童虐待防止対策の強化等に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

介護・社会福祉

*** ○ サービス付き高齢者向け住宅に係る割増償却の延長** 〔所得税、法人税〕

サービス付き高齢者向け住宅の取得等に係る割増償却措置について、医療・介護施設の併設要件を追加した上で、その適用期限を2年延長する。

就労促進等

○ 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長

〔所得税、法人税、法人住民税〕

積極的に雇用を創出し、安定的かつ継続的な雇用を促進するため、雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の措置について、雇用の質を高める観点からの見直しを行った上で、その適用期限を2年延長する。

○ 職業能力開発に係る特定支出控除の範囲の拡大

〔所得税、個人住民税〕

職業生活設計に基づく職業能力開発を推進し、能力を有効に発揮できるようにするため、セルフ・キャリアドック(仮称)等のキャリアコンサルティングに要する費用を特定支出控除の対象とする。

○ 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長

〔所得税、法人税〕

障害者の雇用の機会を拡大し、その雇用を維持する観点から、障害者を多数雇用する事業主が取得した機械、設備等に係る割増償却制度について、その適用期限を2年延長する。

年金

* ○ 確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置

〔所得税、法人税 等〕

確定給付企業年金について、安定的な財政運営ができる環境の整備や、運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合う仕組み(いわゆるハイブリッド型制度)を実施可能とするため、将来の財政悪化を想定した計画的な掛金拠出の仕組みを導入すること等に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

生活衛生

○ 交際費課税の特例措置の延長

〔法人税、法人住民税、事業税〕

飲食店等における消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、交際費課税の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

平成28年度 主な税制改正要望の概要

平成27年8月
厚生労働省



目次

- セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設 1
- セルフメディケーション推進に資する薬局に係る税制措置の創設 2
- 個人の健康増進・疾病予防の推進のための所得控除制度の創設 3
- 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ等 . . 4
- 地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設 5
- 医療に係る消費税の課税のあり方の検討 6
- 医療機関の設備投資に関する特例措置の創設 7
- 子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設 8
- ひとり親家庭への支援の充実等に伴う税制上の所要の措置 9
- サービス付き高齢者向け住宅に係る割増償却の延長 10
- 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長 11
- 職業能力開発に係る特定支出控除の範囲の拡大 12
- 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長 13
- 確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置 14
- 交際費課税の特例措置の延長 15

セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設

(所得税、個人住民税)

1. 背景

- ・ 医療需要の増大をできる限り抑えつつ、「国民の健康寿命が延伸する社会」を実現するためには、国民自らが自己の健康管理を進めるセルフメディケーションを推進することが重要。
- ・ 日本再興戦略（平成25年6月14日）では、薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進が盛り込まれており、いわゆる社会保障改革プログラム法でも、個人の健康管理等の自助努力が喚起される仕組みの検討を行うこととされている。
- ・ さらに、本年6月に閣議決定された**経済財政運営と改革の基本方針2015**では、「**個人の健康管理に係る自発的な取組を促す観点から、セルフメディケーションを推進する**」とされている。
- ・ 一方、現行の医療費控除制度は自己負担額が10万円を超えない場合には対象とならないため、要指導医薬品及び一般用医薬品を用いてセルフメディケーションに取り組んでも、医療費控除の対象外となる場合がある。

2. 平成27年度与党税制改正大綱（平成26年12月30日）（抄）

<検討事項>

医療費控除については、医療費の増大や医療・医薬品を取り巻く環境変化、当該控除に係る執行面の実情等を踏まえ、公正な課税を確保するとともに、セルフメディケーション（自己治療）の推進により医療費を削減する観点から、医療保険制度における実効性ある枠組みの構築とあわせ、そのあり方を総合的に検討する。

3. 要望内容

- セルフメディケーションの推進のため、要指導医薬品及び一般用医薬品の購入費用を対象とする所得控除制度を創設する。
 - 具体的には、**要指導医薬品及び一般用医薬品を年間1万円以上購入した世帯に対して、その費用から1万円を差し引いた金額について最大10万円までを所得控除の対象とする。**
- (※) この制度による控除と現行の医療費控除の両方の適用を受けることは不可。（両制度の控除条件に該当する場合には、どちらかの制度を選択する。）

1. 背景

- セルフメディケーションの推進を図るためには、国民が気軽に健康等に関する相談をすることができる環境や、専門家の適切なアドバイスの下で一般用医薬品等を安全かつ適切に使用できる環境を整備することが重要。
- この点、薬局は、薬剤師が常駐し、健康等に関する相談に応じられるほか処方薬の薬歴も踏まえて一般用医薬品等の使用に関する適切な情報提供等を行うことが可能であるため、セルフメディケーション推進のための窓口となることが期待されていることから、**充実した相談体制や設備などを有する薬局の基準を平成27年秋頃までに策定し、平成28年度から、当該薬局の公表制度を開始**する予定。
- こうした薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーション推進を図るため、当該薬局に対する税制面での支援措置を講じ、薬局の積極的な取組を促進することが必要である。

2. 平成27年度与党税制改正大綱（平成26年12月30日）（抄）

<検討事項>

今後のセルフメディケーションの推進に資する薬局の役割や機能に関する制度設計を踏まえ、不動産取得税の特例措置等について検討する。

3. 要望内容

セルフメディケーションの推進に関し、**充実した相談体制や設備などを有する薬局のうち中小企業者が開設するものに係る不動産について不動産取得税の軽減措置を創設**する。

1. 現状及び要望の必要性

- 日本再興戦略や社会保障制度改革プログラム法等において、個人の健康増進・疾病予防の取組の重要性が位置付けられており、各種検診の受診率や予防接種の接種率の向上等は急務である。

「日本再興戦略」改訂2014 (平成26年6月24日閣議決定) (抄)

- ・健康増進・予防へのインセンティブを高めることにより公的負担の低減

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律 (平成25年法律第112号) 第4条第2項

- ・政府は、個人の健康管理等の自助努力が喚起される仕組みの検討等を行い、個人の主体的な健康の維持増進への取組を奨励するものとする。

経済財政運営と改革の基本方針2015 (平成27年6月30日閣議決定) (抄)

- ・全ての国民が自らががんを含む生活習慣病を中心とした疾病の予防、合併症予防を含む重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診やがん検診の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築することが重要

- しかしながら、現状では、検診受診率や予防接種率等は十分な水準とは言えない状況である。

<参考1> がん検診受診率 (H25)

<参考2> その他健診等の受診率

種類	受診率 (男性) (%)	受診率 (女性) (%)
胃がん	45.8	33.8
肺がん	47.5	37.4
大腸がん	41.4	34.5
子宮頸がん	-	42.1
乳がん	-	43.4

種類	実施 (接種) 率 (%)
特定健診	46.2(H25)
予防接種 (※)	49.6(H24)

※定期接種のインフルエンザ

- がんを含む生活習慣病等により患することによる心身への影響や収入 (担税力) への影響を勘案し、各健診及び予防接種といった健康増進・疾病予防に関する個人の取組を推進することが必要。

2. 要望内容

国民の自発的な健康管理や疾病予防の取組を促進し、これによる医療費の適正化を図る観点から、**市町村や医療保険者等が行う健康増進・疾病予防事業のうち、自己負担額を対象とする所得控除制度を創設**する。

<具体例> がん検診、予防接種、特定健診、人間ドック等

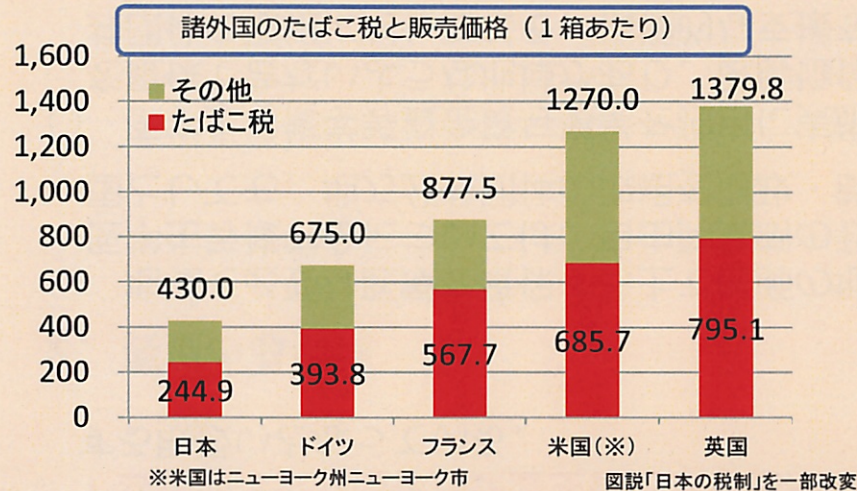
国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ等 (たばこ税、たばこ特別税、地方たばこ税)

1. 要望の背景

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)」の締約国として、たばこ対策の強力な推進が求められていること、2020東京オリンピック・パラリンピックに向けてタバコフリー環境を目指す必要があること等を踏まえ、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することが必要。

2. 現状

- 日本におけるたばこの税率や販売価格は、諸外国と比較して低い。



- かき用の製造たばこ等の税率は、紙巻たばこの実質2分の1。

- ※ かき用の製造たばこ等は、重量2グラムを紙巻たばこ1本に換算。
- ※ 他方、ニコチン含有量でみると、かき用製造たばこの含有量は紙巻たばこの2倍以上。

3. 要望内容

たばこの消費を抑制するため、以下を要望する。

- ① **たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。**
- ② **かき用の製造たばこ等に関して、課税の換算方法を見直す。**
具体的には、**かき用たばこ等の換算に用いる重量を1gとする。**

要望②のイメージ

現状

1本 = 2g

第1種(紙巻たばこ)
重量0.6グラム
ニコチン含有量
9.9 mg/本

かき用製造たばこ
重量2グラム
ニコチン含有量
20.8 mg/2g

要望

1本 = 1g

重量0.6グラム
ニコチン含有量
9.9 mg/本

重量1グラム
ニコチン含有量
10.4 mg/1g

第4種(刻みたばこ)

かみ用の製造たばこ

かき用の製造たばこ
(スヌース等)

1. 現状

- 各地方公共団体では、地域の医師確保対策として、医学生等に対して修学等資金を貸与し、当該医学生が卒業後一定期間、当該地方公共団体が指定する医療機関に勤務したことを要件に、当該修学等資金の返還債務を免除する制度を設けている。
- この債務免除益については、当該地方公共団体が指定する医療機関が、
 - ・ 当該地方公共団体以外が設置運用するものも含め、複数選択肢提示されている場合には、学資金として非課税
 - ・ 当該地方公共団体が設置主体である医療機関に限定されている場合には、給与所得として課税する取扱いとなっている。

2. 要望の必要性

- 地域で必要な医療を確保する上で医師の地域偏在の是正が重要な課題となる中、各地方公共団体が貸与する医学生等修学金については、自由開業制の我が国において数少ない有効な医師確保対策の一つとなっており、国としても、地方公共団体の取組を財政・制度面から支援する必要がある。
- 医学生等修学等資金貸与事業を独自に実施している地方公共団体には、医療資源が乏しく、勤務先の選択肢を確保できないような地域があり、医師確保、医師の地域偏在の是正の観点からは、むしろ、そうした地方公共団体の取組に対してこそ、積極的な支援を行う必要がある。

モデルケース

大学6年間、修学等資金の貸与を受けていた医師（配偶者1名、被扶養者1名）が9年間、指定の医療機関で働き、一括して債務免除される場合の課税額（所得税）

給与：約1,506（万円）
修学等資金貸与額（6年間合計）：約1,421（万円）
課税額（所得税）：約702（万円）^(※)

(※) $\{2,927（給与収入） - 245（給与所得控除） - 228（所得控除）\} \times 0.4（税率） - 280$

（注1）一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

（注2）その他、平成25年1月から平成49年12月までの時限措置として、所得税に対して2.1%の復興特別所得税が課される。

- 医学生等修学等資金については、貸与額が多額であるが、入学金、授業料等、医学生等が修学する上で必要な費用について貸与されているものであり、債務免除となる時点では、すでに当該資金を使用した後であるため、債務免除益を含めた上で所得税が課税された場合、医師の負担能力に比して過度な課税がなされるおそれがある。

3. 要望内容

地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益について、非課税とする措置を講ずる。

1. 背景

- **社会保険診療については、消費税は非課税扱い。**
- **消費税導入時（平成元年）、引上げ時（平成9年）に診療報酬改定を行い、消費税による医薬品などの仕入れ費用の増加分が、医療機関等にとって実質的な負担とならないよう対応。**
- 税制抜本改革法（平成24年8月）、三党実務者合意（平成24年6月）により、8%引上げ時には、高額投資に係る消費税の負担について、診療報酬等の医療保険制度における手当のあり方を検討することとされた。
- 中央社会保険医療協議会に設置された「医療機関等における消費税負担に関する分科会」の議論を踏まえ、平成26年4月の8%引上げ時に診療報酬と別建ての高額投資対応は行わず、診療報酬の中で、基本診療料等に上乗せすることで対応。
- **10%引上げ時の対応として、診療側は、診療報酬による対応では限界があるとして、税制による抜本的な解決を強く要望。**

2. 平成27年度与党税制改正大綱（平成26年12月30日）（抄）

<検討事項>

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当額分を「見える化」することなどにより実態の正確な把握を行う。税制上の措置については、こうした取組みを行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

3. 要望内容

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、**個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当分を「見える化」することなどにより実態の正確な把握を行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。**

1. 現状及び要望の必要性

- 人口減少や少子高齢化といった人口構造の変化等により、質の高い医療サービスへの需要は急速に拡大しており、社会保障の持続可能性を確保するためにも、地域の実情に応じた医療を効率的に提供する体制を構築することが重要。
- 日本再興戦略等においても、医療提供体制の適正化のために、病床の機能分化・連携や医療のICT化の推進の重要性が位置付けられており、その取組の推進は急務である。

経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）（抄）

- ・ 医療資源を効果的・効率的に活用するための遠隔医療の推進、医療等分野でのデータのデジタル化・標準化の推進や地域医療情報連携等の推進に取り組みとともに、医療介護の質の向上、研究開発促進、医療介護費用の適正化などの医療介護政策へのデータの一層の活用や民間ヘルスケアビジネス等による医療等分野のデータ利活用の環境整備を進めるなど、医療等分野のICT化を強力に推進する。
- ・ 都道府県ごとの地域医療構想を策定し、データ分析による都道府県別の医療提供体制の差や将来必要となる医療の「見える化」を行い、それを踏まえた病床の機能分化・連携を進める。

「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）（抄）

- ・ 国民が安心して医療・介護サービスを受けられるよう、地域包括ケアシステムの充実・強化を図り患者の利便性を高めるとともに、医療の質の向上や創薬等医療分野の研究開発環境整備、ヘルスケア産業の活性化などに資するように十分な情報セキュリティ対策を講じた上でICT化を強力に推進する。
- 本特例措置の創設により、医療機関における一定の固定資産の取得を支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する。

2. 要望内容

人口構造の変化に応じ、質が高く効率的な医療を提供するため、**地域医療構想に沿った病床の機能分化・連携、医療分野におけるICT化の推進、医療従事者の勤務環境の改善、環境問題や非常時への対応などに資する固定資産を医療機関が取得した場合に、特別償却又は税額控除を認める措置を創設**する。

1. 現状

- 現役世代が子育てと仕事を両立できる子育て支援施策を図っていくことは、少子化対策の観点の他、女性の活躍促進の観点、労働力確保を通じた経済成長促進の観点から重要である。労働者の働き方や子育てをとりまく環境が多様化する中、また、地域によって利用できる子育てに係るサービスに差異がある中、子ども・子育て支援新制度による保育等の公的サービスによる対応に加え、柔軟な子どもの預かりサービス利用を必要とする子育て家庭が存在する。
- このようなベビーシッター等の子どもの預かりサービスを利用した際の費用については、子育て家庭が就労することに伴い必要となる経費であり、税制での支援の必要性が高い。

2. 平成27年度与党税制改正大綱（平成26年12月30日）（抄）

- (3) 少子化への対応、働き方の選択に対する中立性の確保等の観点からの個人所得課税の見直し
わが国においては、少子高齢化の進展・人口減少、働き方の多様化や所得格差の拡大等の社会・経済の構造変化が著しい。若い世代が結婚し子どもを産み育てやすい環境や女性が働きやすい環境を整備することが極めて重要な課題となっており、税制のみならず関連する諸制度を総合的に検討すべきである。その際、社会の基本は「自助」にあることを踏まえ、家族の助け合いの役割も正しく評価する必要がある。これらを踏まえ、個人所得課税について、効果的・効率的に子育てを支援する観点、働き方の選択に対して中立的な税制を構築する観点を含め、社会・経済の構造変化に対応するための各種控除や税率構造の一体的な見直しを丁寧に検討する。

3. 要望内容

仕事と家庭を両立し、女性の活躍を促進する等の観点から、**ベビーシッター等の子育て支援に要する費用の一部について、税制上の所要の措置を講ずる。**

1. 背景

- 経済的に厳しいひとり親家庭や多子世帯の自立を応援していく必要があり、子育て、生活、就業、経済面などについて一層の充実を図っていくとともに、支援を必要とする家庭に対し、行政の支援が確実につながる仕組みを整えていく必要がある。
- また、児童虐待に関する相談対応件数が年々増加するなど、依然として深刻な状況にある児童虐待の問題について、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を早急に図る必要がある。
- 以上を踏まえ、社会の変容等に伴う子どもと家庭を取り巻く今日的な課題に対応するため、新たな子ども家庭福祉システムを構築し、ひとり親家庭や多子世帯への支援の充実、社会的養護の推進、児童虐待防止対策の強化等を図ることとしており、それに伴い、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。

2. 経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）（抄）

ひとり親家庭や多子世帯への支援の充実と併せて、社会的養護の推進、児童虐待防止対策の強化等について、年末をめどに政策パッケージを策定し、その取組を推進する。

3. 要望内容

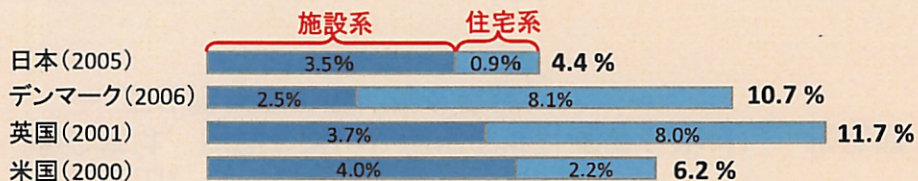
ひとり親家庭や多子世帯への支援の充実、社会的養護の推進、児童虐待防止対策の強化等のため、税制上の所要の措置を講ずる。

サービス付き高齢者向け住宅に係る割増償却の延長 (所得税、法人税)

1. 現状

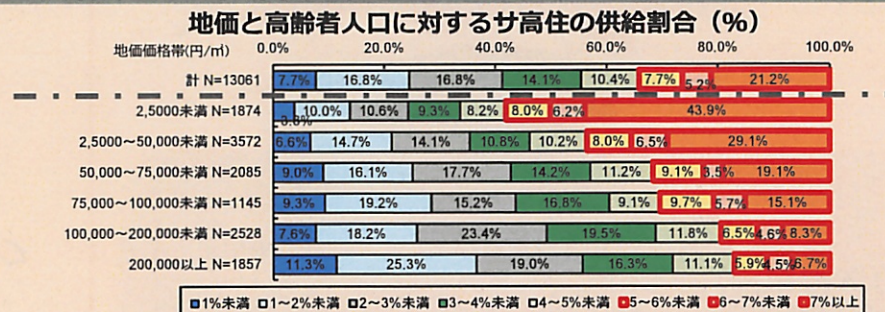
- 高齢者が安心して暮らせる住宅ストックは諸外国と比較すると不足しており、在宅介護の場となるサービス付き高齢者向け住宅の整備を引き続き支援していくことが必要。
- その上で、市街化区域外、医療機関等へのアクセスが悪い地域への立地も見られることから、まちづくりや医療・介護の福祉サービスとの連携が図られたサービス付き高齢者向け住宅へ誘導していくことが必要。

全高齢者に対する介護施設・高齢者住宅等の割合は諸外国より低い



資料: 社会保障国民会議サービス保障(医療・介護・福祉)分科会(第8回)

市街化区域外、医療機関等へのアクセスが悪い地域に立地する傾向



資料: サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方検討会中間とりまとめ参考資料

- (参考) 政府計画における位置づけ

住生活基本計画 (H23.3.15閣議決定)

医療・介護・住宅が連携し高齢者が安心できる住まいを確保するため、サービス付きの高齢者向け住宅の供給を促進する。

日本再興戦略 (H25.6.14閣議決定)

高齢者向け住宅の整備等に取り組み、...高齢者、障害者等が、地域で安心して暮らせるようにする。

健康・医療戦略 (H26.7.22閣議決定)

サービス付き高齢者向け住宅等の整備を行い、多世代循環型の住宅・コミュニティづくりを推進する。

他

サービス付き高齢者向け住宅の登録基準



■ ハード

- ・床面積は原則25㎡以上
- ・構造・設備が一定の基準を満たすこと
- ・バリアフリー(廊下幅、段差解消、手すり設置)

■ サービス

- ・サービスの提供をすること(少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供)
- #### ■ 契約内容
- ・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと等

※有料老人ホームも登録可

2. 要望内容

現行

- 平成27年3月31日までに取得等
5年間 割増償却 28%(耐用年数35年以上40%)
- 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等
5年間 割増償却 14%(耐用年数35年以上20%)

要件

床面積: 25㎡以上/戸
(専用部分のみ)
戸数: 10戸以上等

要望案

適用期限の2年延長(平成30年3月31日まで)

- ・5年間 割増償却 14%
(耐用年数35年以上20%)
- ・医療・介護施設の併設要件を追加

1. 現状

適用要件

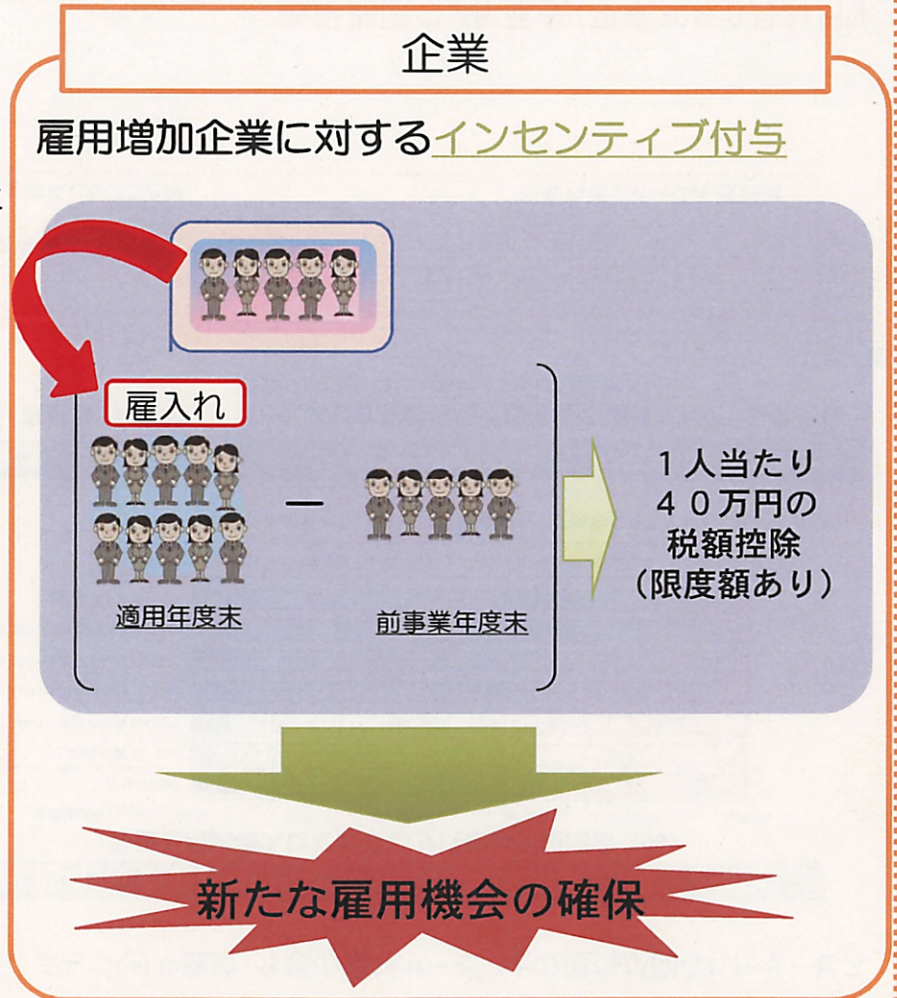
- ・適用年度中に雇用保険一般被保険者の数を5人（中小企業は2人）以上かつ10%以上増加させること
- ・適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと
- ・適用年度における「支払給与額」が、その前事業年度における支払給与額よりも、一定以上増加すること
- ・風俗営業等を営む事業主ではないこと

要件確認

- ①企業は、目標の雇用増加数等を記載した雇用促進計画を作成し、適用年度開始後速やかにハローワークに提出。
→ ハローワークは、当該企業の新規採用を支援
- ②適用年度終了後、雇用促進計画の達成状況を記載し、ハローワークに提出。
- ③企業は、確認を受けた雇用促進計画等を添付し、税務署へ申告。
→ 支払給与額の増加等を確認

措置内容

雇用増加人数1人当たり40万円の税額控除
※当期の法人税額等の10%（中小企業は20%）を限度



2. 要望内容

積極的に雇用を創出し、安定的かつ継続的な雇用を促進するため、**雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の措置について、雇用の質を高める観点から見直しを行った上で、その適用期限を2年延長**する。

職業能力開発に係る特定支出控除の範囲の拡大 (所得税、個人住民税)

1. 背景

- 産業構造の変化が加速する中、労働者の職業能力の開発及び向上を進めることが重要になってきており、適切な職業訓練の選択や本人の経験や能力の棚卸しを行うためのキャリアコンサルティングの必要性が高まっている。また、労働者の価値観や働き方の多様化等により、労働者の職場定着等を図る観点から企業においても、キャリアコンサルティングの必要性も高まっている。
- こうした中、キャリアコンサルティングを法律上位置づける「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しているところ。（平成28年4月1日施行予定）
- このように、キャリアコンサルティングを受けることは、職務に直接必要なものとなっていることから、特定支出控除の対象とし、給与所得の必要経費として控除することが必要である。

<キャリアコンサルティングとは>

- ◆ 労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うこと

<活動内容の例>

- ◆ 被用者の目指すべき職業生活・職業生活設計の明確化
- ◆ 上記を通じた就労意欲・能力開発の意欲の向上や「気づき」の機会の提供



2. 「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）（抄）

さらに、働き手個人が「セルフ・キャリアドック（仮称）」を受けた際の経費の一部について、一般教育訓練給付の対象とすること等個人への支援策について検討をし、本年度中に結論を得る。

3. 要望内容

職業生活設計に基づく職業能力開発を推進し、能力を有効に発揮できるようにするため、**セルフ・キャリアドック（仮称）等のキャリアコンサルティングに要する費用を特定支出控除の対象とする。**

1. 現状

障害者を多数雇用する事業所



要件

- ① 従業員に占める障害者の割合が50%以上 (※1)
- ② 雇用している障害者数が20人以上 (※1) であり、かつ従業員に占める障害者の割合が25%以上 (※1)
- ③ 法定雇用率を達成している事業主で、雇用している障害者数が20人以上 (※2) であり、かつ雇用障害者に占める重度障害者 (※3) の割合が50%以上 (※2)

(公共職業安定所長が発行する証明が必要)

割増償却

普通償却費

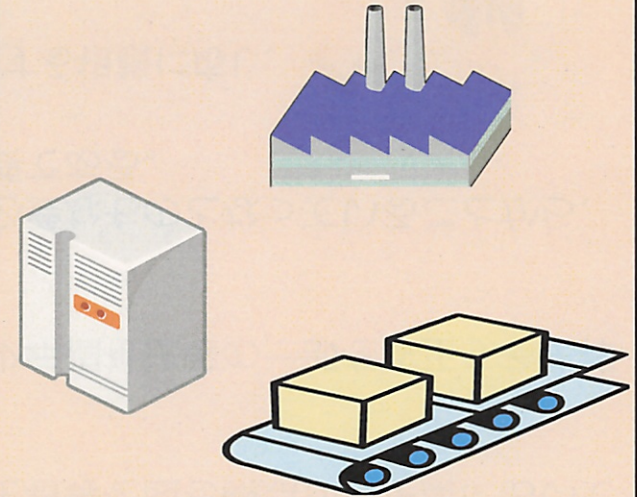
+

普通償却限度額の24%
(工場用建物及び施設は32%)

- ※1 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人としてカウント (ダブルカウント)、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウント
- ※2 ダブルカウントなし。短時間労働者は1人を0.5人としてカウント
- ※3 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者

減価償却資産

減価償却を行う年又はその前5年以内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等



2. 要望内容

障害者の雇用の機会を拡大し、その雇用を維持する観点から、**障害者を多数雇用する事業主が取得した機械、設備等に係る割増償却制度について、その適用期限を2年延長**する。

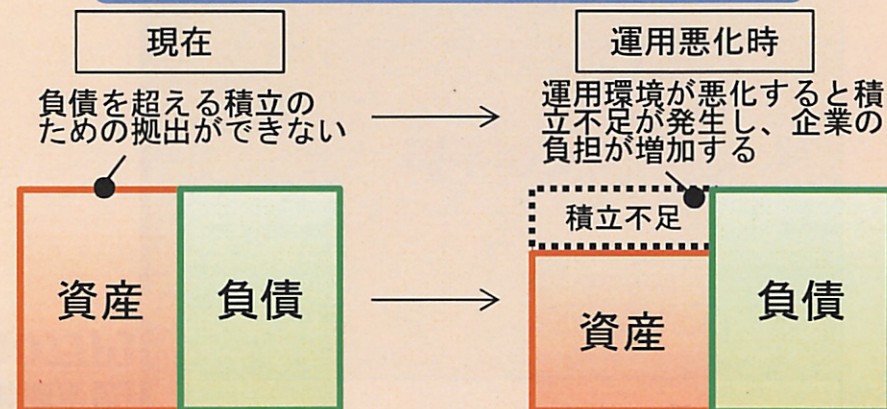
1. 現状

現行の確定給付企業年金制度（DB）では、掛金の拠出について負債を超える拠出が認められていない。このため、結果として、景気が悪化し企業業績が悪いときに掛金の追加拠出が求められることになり、企業活動に影響が出るほか、加入者の給付減額などの対応を要する可能性がある。

DBの仕組み(イメージ)



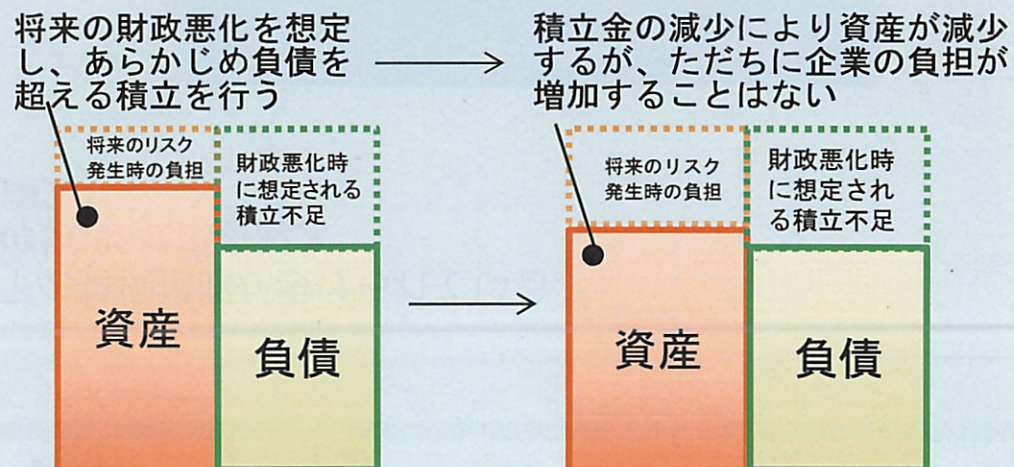
現行のDBの拠出の仕組み(イメージ)



2. 要望内容

DBについて、安定的な財政運営ができる環境の整備や、**運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合う仕組み（いわゆるハイブリッド型制度）を実施可能とするため、将来の財政悪化を想定した計画的な掛金拠出の仕組みを導入すること等に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。**

DBの弾力的な拠出の仕組み(イメージ)



※「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）において、ハイブリッド型の企業年金制度の導入や、将来の景気変動を見越したより弾力的な運営を可能とする措置について検討することとされている。

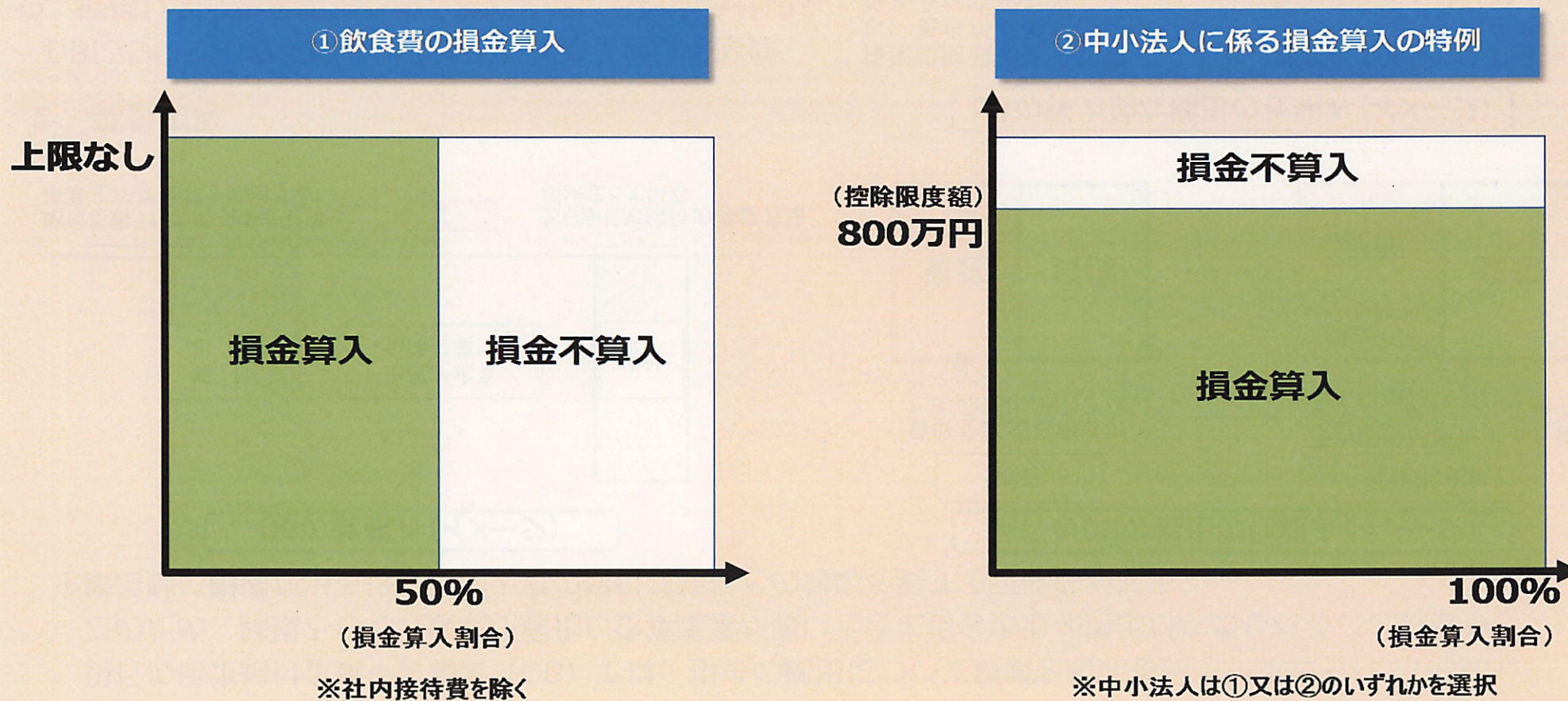
交際費課税の特例措置の延長 (法人税、法人住民税、事業税)

1. 現状

交際費課税については、消費の拡大を図る観点から、以下の特例措置が設けられている。

- ① **飲食のために支出する費用の額（社内接待費を除く。）の50%を損金算入**
- ② **中小法人に係る交際費については800万円まで全額損金算入**

※中小法人については①又は②のいずれかを選択。



2. 要望内容

以上の措置について、**適用期限を2年延長**する。

平成 28 年 度 税制改正要望事項

平成 27 年 8 月



厚生労働省

目 次

<健康・医療>	1
<医療保険>	3
<子ども・子育て>	3
<介護・社会福祉>	3
<就労促進等>	4
<年金>	4
<生活衛生>	5
<その他（独立行政法人関係など）>	5

*印を付している項目は他省庁と共同要望をしている項目

健康・医療

○ セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設 〔所得税、個人住民税〕

セルフメディケーションの推進により医療費を削減する観点から、医療保険制度における実効性ある枠組みの構築とあわせ、要指導医薬品及び一般用医薬品を年間1万円以上購入した世帯に対して、その購入費用を対象とする所得控除制度を創設する。

○ セルフメディケーション推進に資する薬局に係る税制措置の創設 〔不動産取得税〕

セルフメディケーションの推進に関し、国民が気軽に健康相談等を行うことができる環境を整えるため、充実した健康相談等の体制や設備などを有する薬局のうち、中小企業者が開設するものに係る不動産についての不動産取得税の軽減措置を創設する。

○ 個人の健康増進・疾病予防の推進のための所得控除制度の創設 〔所得税、個人住民税〕

健康増進や疾病予防などの自助努力を促進し、がんを含む生活習慣病等の予防及びこれによる医療費適正化を図る観点から、市町村や医療保険者等が行うがん検診、特定健診、予防接種、人間ドックなどに要する費用を対象とする所得控除制度を創設する。

* ○ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ等 〔たばこ税、たばこ特別税、地方たばこ税〕

国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、以下の措置を講ずる。

- ① たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。
- ② かぎ用の製造たばこ等に関して、課税の換算方法を見直す。

○ 地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設 〔所得税、個人住民税〕

地域における医師確保の取組を更に推進するため、地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益について、非課税とする措置を創設する。

○ 医療法人が設置する医療関係者の養成所に係る固定資産税等の非課税措置の拡充 〔不動産取得税、固定資産税 等〕

医療法人が設置する看護師などの医療関係者の養成所において、直接教育の用に供する不動産に係る固定資産税等を、他の養成所設置主体(一般社団法人(非営利型)等)と同様に非課税とする措置を講ずる。

○ 医療に係る消費税の課税のあり方の検討 〔消費税、地方消費税〕

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が 10%に引き上げられることが予定される中、抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当分を「見える化」することなどにより実態の正確な把握を行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

○ 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続 〔事業税〕

社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

○ 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続 〔事業税〕

医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を維持するため、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

○ 社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置

〔法人税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税 等〕

社会医療法人の認定を取り消された医療法人については、それまでの非課税所得分に関して一括課税されるが、救急医療等確保事業の継続に関する実施計画について都道府県知事の認定を受けた場合に当該課税を一定期間繰り延べ、損金算入を可能とするなどの措置を講ずる。

○ 医療機関の設備投資に関する特例措置の創設 〔所得税、法人税 等〕

人口構造の変化に応じ、質が高く効率的な医療を提供するため、地域医療構想に沿った病床の機能分化・連携、医療分野における ICT 化の推進、医療従事者の勤務環境の改善、環境問題や非常時への対応などに資する固定資産を医療機関が取得した場合に、特別償却又は税額控除を認める措置を創設する。

○ 周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩施設に係る特例措置の延長 〔不動産取得税〕

周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩施設に係る特例措置について、その適用期限を2年延長する。

○ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置等の拡充及び延長 〔所得税、個人住民税〕

特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置等を延長するとともに、新たに給付金の対象となる、発症後 20 年後を経過して提訴した「死亡・肝がん・肝硬変」の患者に対する給付金についても同様の措置を講ずる。

医療保険

- **国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し** [国民健康保険税]
 - ① 国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額の見直しを行う。
 - ② 低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。
- **国民健康保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置** [国民健康保険税 等]

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

子ども・子育て

- * ○ **子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設** [所得税、個人住民税]

仕事と家庭を両立し、女性の活躍を促進する等の観点から、ベビーシッターの利用等の子育て支援に要する費用の一部について、税制上の所要の措置を講ずる。
- **ひとり親家庭への支援の充実等に伴う税制上の所要の措置** [所得税、個人住民税 等]

ひとり親家庭や多子世帯への支援の充実、社会的養護の推進、児童虐待防止対策の強化等に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。
- **保育所等を経営する社会福祉法人に係る寄附税制の拡充** [所得税]

少子化が進行する中、保育所、児童養護施設、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業等を経営する社会福祉法人へ寄附金を支出した場合の所得控除限度額を、現行の総所得の40%から50%へ引き上げる。

介護・社会福祉

- * ○ **サービス付き高齢者向け住宅に係る割増償却の延長** [所得税、法人税]

サービス付き高齢者向け住宅の取得等に係る割増償却措置について、医療・介護施設の併設要件を追加した上で、その適用期限を2年延長する。
- **戦傷病者等の妻に対する特別給付金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続** [所得税、印紙税、国税徴収法、個人住民税]

戦傷病者等の妻に対する特別給付金について、国として特別の慰藉を行うとの趣旨に鑑み、非課税措置及び差押禁止措置を存続する。

○ **障害者総合支援法の見直しに伴う税制上の所要の措置**

〔所得税、消費税、法人税、登録免許税 等〕

障害者総合支援法の見直しに伴い、必要な税制上の措置を講ずる。

○ **協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ**

〔法人税、法人住民税〕

平成 27 年度税制改正大綱を踏まえ、消費生活協同組合等に対する軽減税率について引下げを行う。

就労促進等

○ **雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長**

〔所得税、法人税、法人住民税〕

積極的に雇用を創出し、安定的かつ継続的な雇用を促進するため、雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の措置について、雇用の質を高める観点からの見直しを行った上で、その適用期限を2年延長する。

○ **職業能力開発に係る特定支出控除の範囲の拡大** 〔所得税、個人住民税〕

職業生活設計に基づく職業能力開発を推進し、能力を有効に発揮できるようにするため、セルフ・キャリアドック(仮称)等のキャリアコンサルティングに要する費用を特定支出控除の対象とする。

○ **障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長**

〔所得税、法人税〕

障害者の雇用の機会を拡大し、その雇用を維持する観点から、障害者を多数雇用する事業主が取得した機械、設備等に係る割増償却制度について、その適用期限を2年延長する。

○ **雇用保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置**

〔所得税、個人住民税 等〕

雇用保険制度の在り方について、労働政策審議会において検討を行い、この検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

年金

* ○ **確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置**

〔所得税、法人税 等〕

確定給付企業年金について、安定的な財政運営ができる環境の整備や、運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合う仕組み(いわゆるハイブリッド型制度)を実施可能とするため、将来の財政悪化を想定した計画的な掛金拠出の仕組みを導入すること等に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

- **年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しに伴う税制上の所要の措置** 〔所得税、法人税 等〕
社会保障審議会年金部会における年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しについての検討の結果を踏まえて、税制上の所要の措置を講ずる。

生活衛生

- **交際費課税の特例措置の延長** 〔法人税、法人住民税、事業税〕
飲食店等における消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、交際費課税の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

- **公害防止用設備に係る特例措置の延長** 〔所得税、法人税、固定資産税〕
公害防止用設備(テトラクロエチレン溶剤等を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機)に係る特別償却の適用期限を1年延長するとともに、固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

- * ○ **少額取得価額の資産に係る減価償却における損金算入の特例措置の延長** 〔所得税、法人税〕
中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の取得価額の合計額300万円を限度として全額損金算入(即時償却)できる特例措置について、その適用期限を2年延長する。

- * ○ **個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設** 〔相続税、贈与税〕
個人事業者の事業承継を円滑に行うため、一定の要件の下で個人事業者が活用していた資産に係る贈与税の特例を認めるなど、事業承継時の負担を軽減するための措置を創設する。

その他（独立行政法人関係など）

- **労働安全衛生総合研究所と労働者健康福祉機構の統合に伴う税制上の所要の措置** 〔不動産取得税、固定資産税 等〕
独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律に基づく労働安全衛生総合研究所と労働者健康福祉機構の統合に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

- * ○ **エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特例措置の適用期限の延長(グリーン投資減税)** 〔所得税、法人税 等〕
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特例措置について、特別償却又は税額控除の適用期限を2年延長する。

平成 28 年度 厚生労働省税制改正要望

平成 27 年 9 月 11 日

ヒアリング資料

(所得税) No.3 地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設

【目次】

1. 市区町村が実施する医学生等修学等資金貸与事業に関する調査（概要）	・・・・・・・・	1
2. 平成 22 年 10 月 18 日 大阪国税局 文書回答事例	・・・・・・・・	4
3. 平成 24 年 3 月 9 日 名古屋国税局 文書回答事例	・・・・・・・・	10
4. 平成 21 年 12 月 16 日 国税庁 文書回答事例	・・・・・・・・	14

【調査概要】

市区町村が実施する医学生等修学等資金貸与事業

① 調査方法：各都道府県経由で照会

② 医学生等修学等資金貸与事業を実施している地方公共団体数

実施している市町村数：154 (平成26年度時点)

※ 医学生等修学等資金貸与事業を実施している市区町村を有する都道府県数：34

③ 平均貸与金額(大学6年間)：1,408万円

④ 活用実績：

(人数) ※ 新規貸与者

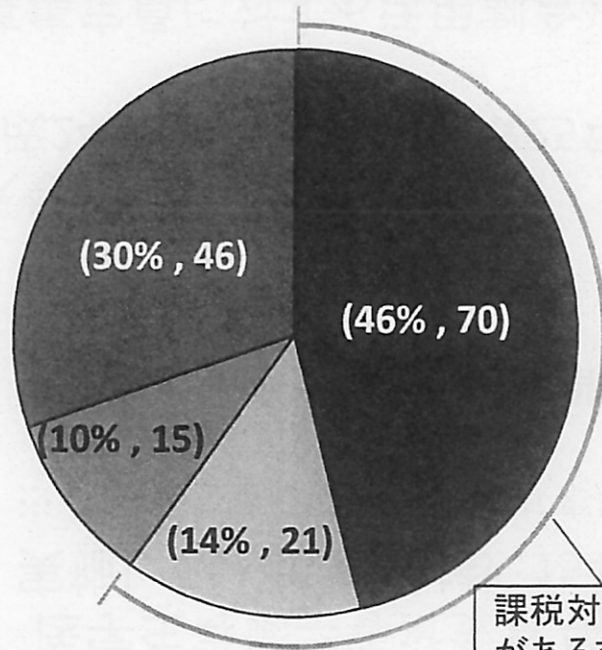
平成24年度 129人／平成25年度 125人／平成26年度 146人

(募集定員に対する活用割合)40%

※ $\frac{\text{平成24～26年度の活用人数の平均}}{\text{募集定員}} \times 100\%$ により算出

【適用見込み】

課税対象となる可能性がある、医学生等修学等資金貸与事業
を実施している市区町村数



課税対象となる可能性
がある市町村(61%, 91)

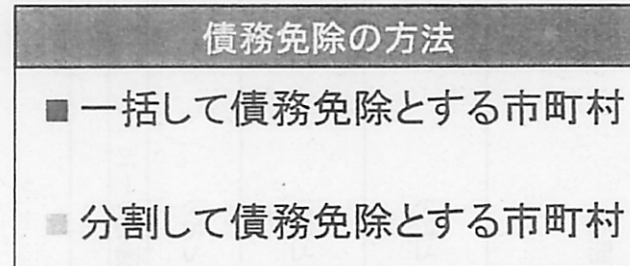
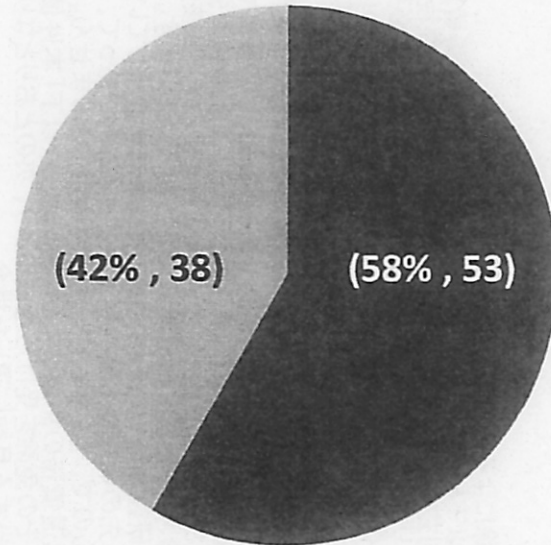
債務免除の要件として指定する 卒業後の勤務先の選択肢

- 課税①:
1つの市区町村立医療機関
- 課税②:
複数医療機関(市区町村立医療機関のみ)
- 非課税①:
市区町村立以外の1つの医療機関
- 非課税②:
複数医療機関(市区町村立以外の医療機関
を含む)

(%, 市区町村数)

課税対象となる可能性がある、医学生等修学等
資金等貸与事業を実施している市町村数は「91」
(全体の61%)

課税対象となる可能性がある、医学生等修学等資金貸与事業
を実施している市区町村における債務免除の方法



課税対象となる可能性がある、医学生等修学等資金貸与事業
を実施している市区町村のうち、債務免除益について、一括
課税がなされる可能性のある市区町村数は「53」（全体の58%）

医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益等の取扱いについて

取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会

〔照会〕

照会の内容	① 事前照会の趣旨(法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容)	別紙の1のとおり
	② 事前照会に係る取引等の事実関係(取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等)	別紙の2のとおり
	③ ②の事実関係に対して事前照会者の求める見解となること理由	別紙の3のとおり
④ 関係する法令条項等	所得税基本通達9-15	
⑤ 添付書類		

〔回答〕

⑥ 回答年月日	平成22年10月18日	⑦ 回答者	大阪国税局審理課長
---------	-------------	-------	-----------

⑧ 回答内容	<p>標題のことについては、下記の理由から、貴見のとおり取り扱われるとは限りません。 なお、この回答内容は、大阪国税局としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではないことを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(理由)</p> <p>1 修学等資金の返還債務の免除による経済的利益について 使用者が役員又は使用人(以下「使用人等」といいます。)の資格等取得費用を負担する場合の使用人等が受ける経済的利益については、原則として給与所得として課税の対象となりますが、所得税基本通達9-15により、その費用負担が使用者の業務遂行上の必要に基づき行われるものであって、使用人等としての職務に直接必要な資格等を取得させるために行われていると認められる場合には、使用者から使用人等に経済的利益を供与されているとは認め難いことから、その費用として適正なものに限り、課税しないこととしています。</p> <p>ご照会の修学生等に対する修学等資金の貸与及び免除については、①医師の場合には、勤務医としてだけでなく、開業医として独立することも可能であるとともに、②享受することになる経済的利益の額も多額(医科大学在学の6年間で1,200万円)であり、上記通達の強いて課税しないこととしている趣旨、範囲を大きく逸脱することになると考えられますので、当該通達の適用はなく、修学等資金の返還債務を免除されたときに課税関係が生じることとなります。</p> <p>なお、臨床研修医及び専門研修医については、既に医師免許を取得している者であり、初期臨床研修及び専門研修は、研修先の病院から給与が支給されるものであって、研修費用を負担して受講するものではありませんので、そもそも上記通達の適用はありません。</p> <p>したがって、修学等資金の返還債務の免除による経済的利益(以下「本件債務免除益」といいます。)の課税関係については、その免除を受けた理由により、次のとおりとなります。</p> <p>(1) 在職期間が貸与期間に相当する月数に達した場合 貸与期間に相当する期間、常勤医師として勤務したことによるものと認められますので、給与所得に該当します。</p> <p>(2) 在職期間中に公務等により死亡した場合 修学生等の死亡によって返還債務が免除されるものですので、修学生等に対して所得税は課税されません。また、修学生等の死亡により修学等資金に係る返還債務が消滅していますので、修学生等の相続人が承継する債務はなく、相続税の課税関係も生じません。</p> <p>(3) 在職期間中に公務等に起因する心身の故障のため免職された場合 市民病院を退職したことに基因して一時に受けるものと認められますので、退職所得となります。</p> <p>(4) 市長の裁量により免除された場合</p>
--------	--

イ 修学生等が死亡した場合(在職期間中の公務等による死亡を除きます。)

修学生等の死亡後に市長の裁量により免除されるものについては、その返還債務を承継した相続人に対するものとなります。

この場合の本件債務免除益は、対価性のない一時の所得と認められますので、当該相続人の一時所得となります。

ロ 修学生等が精神又は身体の障害により修学等資金を返還することができなくなったと認められた場合

修学生等が在学中(他の病院において臨床研修医又は専門研修医として勤務している場合を含みます。)であるか市民病院において常勤医師又は臨床研修医若しくは専門研修医として勤務しているかどうかにかかわらず、あくまでも修学等資金の返還が困難と認められる場合に市長の裁量により免除されるものですので、対価性のない一時の所得として修学生等の一時所得となります。

2 無利息貸付けに係る経済的利益について

無利息貸付けに係る経済的利益については、市民病院に勤務している期間に対応しないものは雑所得、勤務している期間に対応しているものは雇用関係に基づく給付として給与所得となります。

[ホーム](#) > [大阪国税局](#) > [文書回答事例](#) > [所得税](#) > [医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益等の取扱いについて](#) > 別紙 医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益等の取扱いについて(照会)

別紙 医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益等の取扱いについて(照会)

1 事前照会の趣旨

本市では、医師の確保を図り本市の医療の提供の充実に寄与することを目的として、「K市立市民病院 医師修学等資金貸与条例」及び「K市立市民病院医師修学等資金貸与条例施行規則」(以下、これらを併せて「貸与条例等」といいます。)に基づき、将来、K市立市民病院(以下「市民病院」といいます。)に医師として勤務する意思を有している医学生、医師免許を有する大学院生、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修(以下「初期臨床研修」といいます。)を受けている医師(以下「臨床研修医」といいます。)及び初期臨床研修を修了した医師のうち専門領域に関する研修(以下「専門研修」といいます。)を受けている者(以下「専門研修医」といいます。)に対して、修学又は研修に要する資金(以下「修学等資金」といいます。)を無利息で貸与する制度(以下「本件制度」といいます。)を実施しております。

また、修学等資金の貸与を受けた者(以下「修学生等」といいます。)が一定の要件に該当することとなったときには、当該修学等資金の全額について返還が免除されることとなっているほか、一定の事由が生じたときには、市長の裁量により当該修学等資金の全部又は一部について返還を免除することとしています。

この場合の修学等資金の返還債務の免除による経済的利益(以下「本件債務免除益」といいます。)等については、下記3のとおり取り扱われると考えてよろしいか照会いたします。

2 事前照会に係る取引等の事実関係

(1) 本件制度の対象者

本件制度に基づく修学等資金の貸与は、将来、医師として市民病院に勤務する意思を有している医学生、大学院生、臨床研修医及び専門研修医を対象として行われます。

(2) 貸与額

貸与額については、修学生等の貸与時の状況に応じて、それぞれ次のとおりとなります。

- イ 医学生のうち、第1学年から第4学年までに在学する者については月額150,000円
- ロ 医学生のうち、第5学年及び第6学年に在学する者については月額200,000円
- ハ 臨床研修医については月額200,000円
- ニ 専門研修医及び大学院生については月額500,000円以内の希望額

(3) 修学等資金の貸与時期

修学等資金の貸与は、その年の4月から9月までの期間に係るものについては5月に、10月から翌年の3月までの期間に係るものについては10月に、それぞれ一括して支給することとしています。

(4) 貸与期間

貸与期間は、個々の契約により定められますが、次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる日の属する月までの期間となります。

- イ 医学生として貸与を受ける者
大学の医学部を卒業する日(正規の修業年限を限度とします。)
- ロ 大学院生として貸与を受ける者
大学院の医学を履修する課程を修了する日(3年間を限度とします。)
- ハ 臨床研修医として貸与を受ける者
初期臨床研修を修了する日(2年間を限度とします。)
- ニ 専門研修医として貸与を受ける者
専門研修を終了する日(3年間を限度とします。)

(5) 修学等資金の返還

修学等資金の返還は、貸与期間が終了した月の翌月から起算して2月を経過した月(以下「返還開始月」といいます。)から月賦又は半年賦により行われ、貸与期間に相当する月数内に完済することとなりますが、一定の事由により返還の猶予を受けている場合には、その猶予期間が終了した日の属する月の翌月から起算して2月を経過した月から行うこととなります。

なお、返還を猶予する場合及び期間は、次のような場合です。

- イ 修学生等が返還開始月の初日において市民病院の医師として勤務している場合 市民病院において医師として在職する期間。
- ロ 医学生として修学等資金を受けた者が返還開始月の初日において初期臨床研修を受けている場合 当該初期臨床研修を受けている期間。ただし、2年間を限度とします。
- ハ 上記ロにより返還の猶予を受けた者が返還開始月の初日において専門研修を受けている場合 当該専門研修を受けている期間。ただし、3年間を限度とします。

(6) 修学等資金の返還免除

イ 次に掲げる場合に該当することとなったときは、修学等資金の返還債務が免除されることとなっています。

(イ) 修学等資金の貸与期間終了後、直ちに市民病院において医師として採用され、かつ、市民病院に医師として在職した期間(ただし、臨床研修医及び専門研修医として勤務している期間は含まれません。以下「在職期間」といいます。)が貸与期間に相当する月数に達したとき

(ロ) 在職期間中に公務若しくは通勤(以下「公務等」といいます。)により死亡し、又は公務等に起因する心身の故障のため免職(公務等に起因する心身の故障のため退職する場合で、将来にわたって医師の業務に従事することができないと市長が認める場合を含みます。以下同じです。)されたとき

ロ 上記イ(ロ)を除き、修学生等が死亡したとき又は精神若しくは身体の障害により修学等資金を返還することができなくなったと合理的に認められるときは、市長は、裁量により返還債務の全部又は一部を免除することができます。

(7) 当市と修学生等との雇用関係

市民病院は、「K市の病院事業の設置等に関する条例」により設置された病院であり、市民病院に勤務する医師等は、当市の給与条例に従い、当市から給与の支給を受けることとなります(市民病院において初期臨床研修及び専門研修を受ける医師についても同様です。)が、修学等資金の貸与を受けてから市民病院に勤務するまでの間は、研修先が市民病院となる臨床研修医及び専門研修医を除き、当市と修学生等との間に雇用関係は存在しません。

(8) 研修に係る費用

初期臨床研修及び専門研修を受ける医師については、研修に当たり負担すべき費用はありません(研修先の病院において給与が支給されます。)

3 事前照会者の求める見解となることの理由

(1) 本件債務免除益について

修学等資金の返還債務は、上記2(6)のイ及びロのとおり、①在職期間が貸与期間に相当する月数に達した場合、②在職期間中に公務等により死亡した場合、又は③在職期間中に公務等に起因する心身の故障のため免職された場合には、これらの事由の発生により必然的に免除され、④公務等以外の理由により死亡した場合、又は⑤精神若しくは身体の障害により修学等資金を返還することができなくなったと認められた場合には、市長の裁量により免除されることとなります。

これらのいずれの場合においても、本件債務免除益については、次の理由から、課税しなくて差し支えないものとして取り扱われると考えます。

イ 現在、市民病院における医師の不足が深刻な課題となっていることから、本市では、医師を確保するための施策として本件制度を実施しているところです。

ロ 所得税基本通達9-15では、「使用者が自己の業務遂行上の必要に基づき、役員又は使用人に当該役員又は使用人としての職務に直接必要な技術若しくは知識を習得させ、又は免許若しくは資格を取得させるための研修会、講習会等の出席費用又は大学等における聴講費用に充てるものとして支給する金品については、これらの費用として適正なものに限り、課税しなくて差し支えない。」とされています。

ハ 本件制度は、本市の医療提供体制の確保を目的として、市民病院における業務遂行上の必要に基づいて実施しているものであって、医師の資格を取得することや医師として必要な研修を受けることは、市民病院の使用人としての職務に直接必要なものといえます。

ニ また、修学等資金の貸与及びその返還債務の免除は、貸与条例等に基づき実施するものであって、特定の者に利益を与えることを目的として恣意的に行われるものではなく、適正なものであると考えます。

ホ したがって、本件債務免除益については、平成21年12月16日付国税庁文書回答「看護学生等に貸与した奨学金に係る債務免除益等の取扱いについて」において示されている取扱いと同様に、所得税基本通達9-15に準じて課税しなくて差し支えないものとして取り扱われると考えます。

(2) 無利息貸付に係る経済的利益について

上記(1)のとおり、修学等資金の返還債務の免除による経済的利益が課税されないことから、これに付随する無利息貸付に係る経済的利益についても課税されることはないと考えます。

ホーム>名古屋国税局>文書回答事例>所得税>県から奨学金の貸与を受けた医学生が医師免許取得後県内の医療機関に一定期間従事することによりその返還及び利息の支払に係る債務を免除された場合の課税関係について

県から奨学金の貸与を受けた医学生が医師免許取得後県内の医療機関に一定期間従事することによりその返還及び利息の支払に係る債務を免除された場合の課税関係について

照会

照会の内容	① 事前照会の趣旨(法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容)	別紙1のとおり
	② 事前照会に係る取引等の事実関係(取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等)	別紙2のとおり
	③ ②の事実関係に対して事前照会者の求める見解となること理由	別紙3のとおり
	④ 関係する法令条項等	所得税法第9条
	⑤ 添付書類	

回答

⑥回答年月日	平成24年3月9日	⑦回答者	名古屋国税局審理課長
--------	-----------	------	------------

⑧回答内容	<p>標題のことについては、ご照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません。</p> <p>ただし、次のことを申し添えます。</p> <p>(1) ご照会に係る事実関係が異なる場合又は新たな事実が生じた場合は、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。</p> <p>(2) この回答内容は名古屋国税局としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありません。</p>
-------	--

[ホーム](#) > [名古屋国税局](#) > [文書回答事例](#) > [所得税](#) > [県から奨学金の貸与を受けた医学生が医師免許取得後県内の医療機関に一定期間従事することによりその返還及び利息の支払に係る債務を免除された場合の課税関係について](#) > [県から奨学金の貸与を受けた医学生が医師免許取得後県内の医療機関に一定期間従事することによりその返還及び利息の支払に係る債務を免除された場合の課税関係について](#)

県から奨学金の貸与を受けた医学生が医師免許取得後県内の医療機関に一定期間従事することによりその返還及び利息の支払に係る債務を免除された場合の課税関係について

別紙1 事前照会の趣旨

当県では、県内の地域医療の確保を図ることを目的として、B県医学生修学資金貸付規則(以下「本件規則」といいます。)を制定し、平成20年4月から、将来当県内の医療機関において医師として従事しようとする大学の医学部の学生に対して、修学に要する資金を無利息で貸与する制度(以下「本件制度」という。)を実施しています。

本件制度では、本件制度に基づいて奨学金の貸付けを受けた医学生(以下「奨学生」といいます。)が、卒業後一定の期間、医師として当県内の医療機関において医療法第30条の4第2項第5号イからへまでに掲げる医療(注)に係る業務(以下単に「業務」といいます。)に従事した場合には、奨学金の返還債務を免除することとしています。

この場合、奨学生が返還債務を免除されたことにより受ける経済的利益については、別紙3のとおり取り扱われると考えてよろしいか照会いたします。

(注)具体的には、①救急医療、②災害時における医療、③へき地の医療、④周産期医療、⑤小児医療(小児救急医療を含む。)及び⑥その他特に知事が必要と認める医療をいいます。

別紙2 事前照会に係る取引等の事実関係

1 本件奨学金等の対象者及び貸付金額等

本件制度では、本件規則(平成20年4月施行)に基づき、下表のとおり修学に要する資金を、第1種修学資金(以下「本件奨学金1」といいます。)又は第2種修学資金(以下「本件奨学金2」といい、本件奨学金1と併せて「本件奨学金等」といいます。)として無利息で貸与しています。

なお、本件制度では、奨学生が一定の要件に該当することとなったときに、本件奨学金等の全額についてその返還債務を免除します。

項目	第1種奨学金(本件奨学金1)	第2種奨学金(本件奨学金2)
対象者	次の要件を全て満たす者 ① B大学医学部医学科の地域枠入学者 ② 大学卒業後の一定期間、県内の医療機関において、業務に従事する意思のある者	次の要件を全て満たす者 ① B大学医学部医学科在学者(地域枠入学者を除く)又は県内出身者であってB大学以外の大学の医学を履修する課程に在籍している者 ② 大学卒業後の一定期間、県内の医療機関において、業務に従事する意思のある者
※他の同種の修学資金の貸付等を受けている者を除く。		
募集人数	25名(新規貸付分)	10名(新規貸付分)
貸付金額	月額:100,000円 授業料相当額:535,800円(年額)	月額:100,000円 (6年間の合計:7,200,000円)

	入学金相当額:282,000円(初年度入学時) (6年間の合計:10,696,800円)	
利息	無利息	同左
貸付期間	原則として、大学の正規の修業期間	同左

2 返還免除の要件

本件奨学金等の返還債務が免除される要件は次のとおりです。

なお、返還免除を受けない場合は、返還すべき理由が生じた日の属する月の翌月から起算して1年以内に、貸与を受けた本件奨学金等を一括して返還しなければならないこととしています。

(1) 本件奨学金1

次の要件を全て満たした場合は、返還債務の全額を免除します。

- ① 医師免許取得後、直ちに臨床研修を県内医療機関で修了すること
- ② 臨床研修修了後引き続き、B県内協議会(注)が奨学生の希望を踏まえて作成するプログラムに基づき、県内医療機関で貸付期間の1.5倍に相当する期間を業務に従事し、そのうちの3分の2に相当する期間を知事が指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)に勤務すること

(注) B県内協議会は、B県内に勤務する医師の育成と地域医療の確保を目的としてB県内の主要9病院及びB大学医学部によって構成される組織です。

【例】本件奨学金1の貸付けを6年間受けた場合における返還免除に必要な勤務期間

大学6年間	臨床研修	業務従事必要期間9年(6年×1.5)								
貸付期間 (6年)	(2年間) 県内医療機関	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		指定医療機関			県内医療機関			指定医療機関		

(2) 本件奨学金2

次の要件を全て満たした場合は、返還債務の全額を免除します。

- ① 医師免許取得後、直ちに臨床研修を県内医療機関で修了すること
- ② 臨床研修修了後、引き続き県内医療機関で貸付期間と同期間(貸付期間が2年未満の場合は2年)を業務に従事し、そのうちの2分の1に相当する期間を指定医療機関に勤務すること

(3) 指定医療機関の範囲

上記(1)及び(2)における指定医療機関として、公的な医療機関等を中心に95の医療機関が指定されていますが、これらのうち当県が直接運営する病院が1機関、当県が出資して設立した地方独立行政法人が運営する病院が3機関含まれています。

別紙3 事前照会者の求める見解となること理由

所得税法第9条第1項第15号では、学資に充てるため給付される金品(以下「学資金」といいます。)は非課税とされていますが、学資金であっても、給与その他对価の性質を有するものは、非課税の対象から除くと規定されています。

また、市販されている書籍では、学生に対し卒業後自社に勤務することを条件に奨学金を無利息で貸与し、一定期間勤務すればその返済を免除する場合の課税関係について、将来の雇用を条件として支給するものは、給与その他对価の性質を有するものと認められるので非課税の学資金には該当しないとされて

います。

すなわち、学資金の返還免除に係る経済的利益が所得税法第9条第1項第15号に規定する学資に充てるため給付される金品として非課税となるかどうかは、給与その他対価の性質を有するか否かにより判断することとなると考えます。

本件制度においては、大学卒業後の一定期間に県内の医療機関で業務に従事する意思のある者を貸付対象とし、その返還免除についても、医師免許取得後貸付期間に応じた一定期間、県内医療機関において業務に従事することを要件とするもので、本件奨学金等の貸与者である当県が運営する医療機関への勤務を条件とするものではありません。

また、当該一定期間のうちの一部の期間(3分の2又は2分の1)は、指定医療機関において業務に従事することが求められていますが、この指定医療機関として現在95の医療機関を指定しており、そのうち当県が直接運営する医療機関及び当県が出資して設立した医療機関(地方独立行政法人が運営)は4機関にすぎません。

さらに、県内医療機関及び本件奨学金2の場合の指定医療機関への勤務は奨学生の選択によることとし、本件奨学金1の場合の指定医療機関への勤務についても、奨学生の希望を踏まえた上でB県内協議会が作成したプログラムに基づき決定することとしています。

このように、本件制度においては、学資金の貸与をした者の下での勤務にかかわらず学資金の貸与及び返還免除が行われることから、本件奨学金等の貸与及び返還免除と県内医療機関又は指定医療機関での勤務という役務の提供とは対価関係になく、その返還免除による経済的利益(債務免除益)は、所得税法第9条第1項第15号に規定する学資金として、非課税になると考えます。

なお、本件奨学金1では、入学金及び授業料とは別に毎月10万円の奨学金を貸与することとしています。これは、下宿代や通学費用、食費、教科書や医学書の購入費用など、医学生が修学する上で必要と認められる範囲で貸与するものであり、学資金として相当なものと考えています。

ホーム>税について調べる>文書回答事例>源泉所得税>看護学生等に貸与した奨学金に係る債務免除益等の取扱いについて

看護学生等に貸与した奨学金に係る債務免除益等の取扱いについて

取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会

照会

照会者	①(フリガナ) 団体の名称	(ドクリツギョウセイハウジンコクリツビョウインキコウ) 独立行政法人国立病院機構
	②(フリガナ) 代表者等	(リジチョウ ヤザキ ヨシオ) 理事長 矢崎 義雄
照会の内容	③ 照会の趣旨(法令解釈・適用上の疑義の要約及び照会者の求める見解の内容)	別紙記載の項目1のとおり
	④ 照会に係る取引等の事実関係(取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等)	別紙記載の項目2のとおり
	⑤ ④の事実関係に対して事前照会者の求める見解となること理由	別紙記載の項目3のとおり
⑥ 関係する法令条項等	所得税法第9条第1項第14号、所得税基本通達9-15	
⑦ 添付書類	・独立行政法人 国立病院機構奨学金貸与規程 ・独立行政法人 国立病院機構奨学金貸与要領	

回答

⑧回答年月日	平成21年12月16日
⑨回答者	国税庁課税部長

⑩回答内容	<p>標題のことについては、ご照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません。</p> <p>ただし、次のことを申し添えます。</p> <p>(1) ご照会に係る事実関係が異なる場合又は新たな事実が生じた場合は、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。</p> <p>(2) この回答内容は国税庁としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありません。</p>
-------	---

[ホーム](#)>[税について調べる](#)>[文書回答事例](#)>[源泉所得税](#)>[看護学生等に貸与した奨学金に係る債務免除益等の取扱いについて](#)>[看護学生等に貸与した奨学金に係る債務免除益等の取扱いについて\(照会\)](#)

別紙

平成21年11月30日

国税庁課税部長

岡本 榮一 殿

独立行政法人国立病院機構
理事長 矢崎 義雄

看護学生等に貸与した奨学金に係る債務免除益等の取扱いについて(照会)

1 事前照会の趣旨

独立行政法人国立病院機構(以下「国立病院機構」といいます。)では、病院に必要な看護師又は助産師(以下「看護師等」といいます。)の確保を目的として、「独立行政法人国立病院機構奨学金貸与規程」(以下「本件貸与規程」といいます。)を定め、平成21年4月から、国立病院機構に属する全国145の病院すべてにおいて、看護学生に対する「奨学金貸与要領」を設けて奨学金制度を実施しております。

この奨学金制度に基づき無利息で奨学金の貸与を受けた看護学生が、卒業後、奨学金の貸与を受けた病院において、看護師等としてその貸与期間相当の期間業務に従事したときは、奨学金の返還債務を免除することとしています。

この場合の奨学金の無利息貸付け及びその返還債務を免除したことによる経済的利益については、課税しなくて差し支えないものとして取り扱ってよろしいか照会いたします。

2 事前照会に係る取引等の事実関係

本件貸与規程は、国立病院機構が看護学校等に在籍する学生を対象とする奨学金の貸与について定め、病院に必要な看護師等の確保を目的とするものです(本件貸与規程1条)。

奨学金の貸与対象となる者は、看護学校等に在籍する学生であって、卒業後、奨学金の貸与を受ける病院に常勤職員として勤務することを希望する学生とし、その旨を記載した「奨学生誓約書」を奨学金の貸与を行う病院の院長(以下「院長」といいます。)に提出します(本件貸与規程3条、5条)。

奨学金の貸与期間は、奨学生(奨学金の貸与を受ける者)になった日の属する年度から看護学校等を卒業する年度(最長4年間)までの期間で、貸与額は、各病院が定めている「奨学金貸与要領」によります(本件貸与規程6条)。

奨学金は無利息で貸与し、奨学生が看護学校等を卒業後、奨学金の貸与を受けた病院において、常勤職員として引き続き貸与期間相当の期間業務に従事したときは、(1年以上業務に従事した場合は、1年につき1年間分)奨学金の返還債務を免除します(本件貸与規程7条、11条)。ただし、奨学生が看護師等の免許を取得できないとき、卒業後奨学金の貸与を受けた病院に勤務しないときや自己都合で退職した場合には、院長の指定した日までに奨学金の全額(又は残額)を返還しなければならないほか、国立病院機構会計規程に基づく延滞金支払も必要となります(本件貸与規程12条、13条)。

なお、奨学金の貸与額は、各病院の「奨学金貸与要領」において、年間40万円から80万円の範囲で定められており(注)、また、それ以外の部分は本件貸与規程と同じ内容となっております。

(注) 看護学生が負担する在学費用について国立病院機構附属看護学校(以下「附属看護学校」といいます。)を例にとると、年間の授業料、教科書代、教育活動費その他実習費等の附属看護学校に支払わなければならない金額は、年間約90万円であり、貸与額は在学費用の範囲内とるようにしています。

3 事前照会者の求める見解となることの理由

現在、国立病院機構の各病院における看護師の離職率は、平均で約11%と非常に高く、常に新規の採用が必要な状態にあり、看護師等の確保が重要な課題となっています。そのため、国立病院機構としては、病院に必要な看護師等を確保するための施策として奨学金制度を定め実施しているところです。

また、国立病院機構以外にも看護学生に対する同様の奨学金制度を実施している病院が多数見受けられるところであり、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が制定されていることから推察されるように、一般的に他の病院においても同様に看護師不足の状態にあるのではないかと考えられます。

ところで、所得税基本通達9-15では、「使用者が自己の業務遂行上の必要に基づき、役員又は使用人に当該役員又は使用人としての職務に直接必要な技術若しくは知識を習得させ、又は免許若しくは資格を取得させるための研修会、講習会等の出席費用又は大学等における聴講費用に充てるものとして支給する金品については、これらの費用として適正なものに限り、課税しなくて差し支えない。」とされています。

国立病院機構における奨学金制度は、看護師等の確保を目的とするものであって、病院が経済的合理性を踏まえその業務遂行上の必要に基づいて実施しているものであって、看護師等の資格は、病院の使用人としての職務に直接必要なものといえます。

また、上記通達は、既に雇用関係のある使用人等に対して支給する職務上必要な技術・資格の取得費用についての取扱いを定めたものと考えられますが、本件の奨学金制度に基づく奨学金の貸与は、看護学校等を卒業後、奨学金の貸与を受ける病院に常勤職員として勤務することを希望する学生を対象とし(誓約書の提出が必要)、将来の勤務を前提とするものであることから、使用人等に対して支給するものと特段の差異はないと考えます。

さらに、奨学金の貸与及びその返還債務の免除は、本件貸与規程及び各病院の奨学金貸与要領に基づき実施するものであって、特定の者に利益を与えることを目的とするなど恣意的に行われるものではないこと、及び奨学金の貸与額についても、上記2(注)のとおり、看護学生が負担しなければならない在学費用を超えるものではないことからみても、適正なものであると考えます。

以上のことから、奨学金の無利息貸付け及びその返還債務を免除したことによる経済的利益については、所得税基本通達9-15に準じて課税しなくて差し支えないものとして取り扱われると考えられます。

以上

平成 28 年度 厚生労働省税制改正要望

平成 27 年 10 月 16 日

宿題返し

(所得税) No. 3 地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設

【目次】

1. 地域枠、地域医療再生基金等についての資料	1
1-1. (資料) 地域の医師確保を目的とした都道府県地域枠の概要	1
1-2. (資料) 地域医療再生基金の概要	2
1-3. (資料) 地域医療介護総合確保基金の概要	3
1-4. (資料) 地域医療支援センター運営事業の概要	6
1-5. (資料) へき地保健医療対策の概要	10
2. 医療政策の中における今回の税制改正要望の位置付けについて	11
3. 当該税制改正が必要となるケースの整理について	13
4. 医師のみを対象とする理由について	15
5. 現在の医師の地域偏在の状況と措置を創設した場合の偏在解消の効果について	16

厚生労働省医政局地域医療計画課

地域の医師確保を目的とした都道府県地域枠（概要）

○【地域枠】（平成22年度より都道府県の地域医療再生計画に位置付けた医学部定員増）

〈1〉 大学医学部が設定する「地域医療等に従事する明確な意思をもった学生の選抜枠」

〈2〉 都道府県が設定する奨学金の受給が要件

※入試時に選抜枠を設定せず、入学後に学生を選抜する場合もあり

※学生の出身地にとらわれず、全国から募集する場合もあり

奨学金の例

※貸与額及び返還免除要件については、各都道府県がその実情に応じて、独自に設定。

医学教育（6年間）

1. 貸与額

○月額10～15万円

※入学金等や授業料など別途支給の場合あり

○6年間で概ね1200万円前後

※私立大学医学生等には、別途加算の場合あり

（参考）全学部平均の学生の生活費（授業料含む）は

国公立大学で約140万/年、私立大学で約200万/年

出典（独）日本学生支援機構 学生生活調査（平成20年度）

2. 返還免除要件

○医師免許取得後、下記のような条件で医師として貸与期間の概ね1.5倍（9年間）の期間従事した場合、奨学金の返還が免除される。

1. 都道府県内の特定の地域や医療機関

（公的病院、都道府県立病院、市町村立病院、へき地診療所等）

2. 指定された特定の診療科（産婦人科・小児科等の医師不足診療科）

平成28年度以降、新たな
医師として地域医療等へ貢献：

- ・平成22年度地域枠入学定員（313名）→平成28年に卒業見込み
- ・平成23年度地域枠入学定員（372名）→平成29年に卒業見込み
- ・平成24年度地域枠入学定員（437名）→平成30年に卒業見込み
- ・平成25年度地域枠入学定員（476名）→平成31年に卒業見込み
- ・平成26年度地域枠入学定員（500名）→平成32年に卒業見込み

地域医療再生基金の概要

【目的】

- 21年度補正予算において、地域の医師確保、救急医療の確保など、地域における医療課題の解決を図るため、都道府県に基金を設置。
- 22年度補正予算において、対象地域を都道府県単位(三次医療圏)の広域医療圏における医療提供体制の課題を解決するために基金を拡充。
- 23年度補正予算において、被災3県(岩手県、宮城県、福島県)のうち、津波等で甚大な被害を受けた地域を中心に基金を拡充。
- 24年度予備費を活用し、被災地(岩手県、宮城県、福島県、茨城県)における医療施設の早期復旧・復興について、更なる医療復興支援が必要なため、被災県が医療の復興計画等に定める事業を支援するために基金を拡充。
- 24年度補正予算にて、地域医療再生計画に基づく事業を遂行していく中で、計画策定時(平成22年度)以降に生じた状況変化に対応するために生じる予算の不足を補うために基金を拡充。
- 27年度当初予算にて、被災県(岩手県、宮城県、福島県、茨城県)が医療の復興計画等に基づく事業を遂行していく中で、計画策定時(平成23年度)以降に生じた状況変化に対応するために生じる予算の不足を補うために基金を拡充。

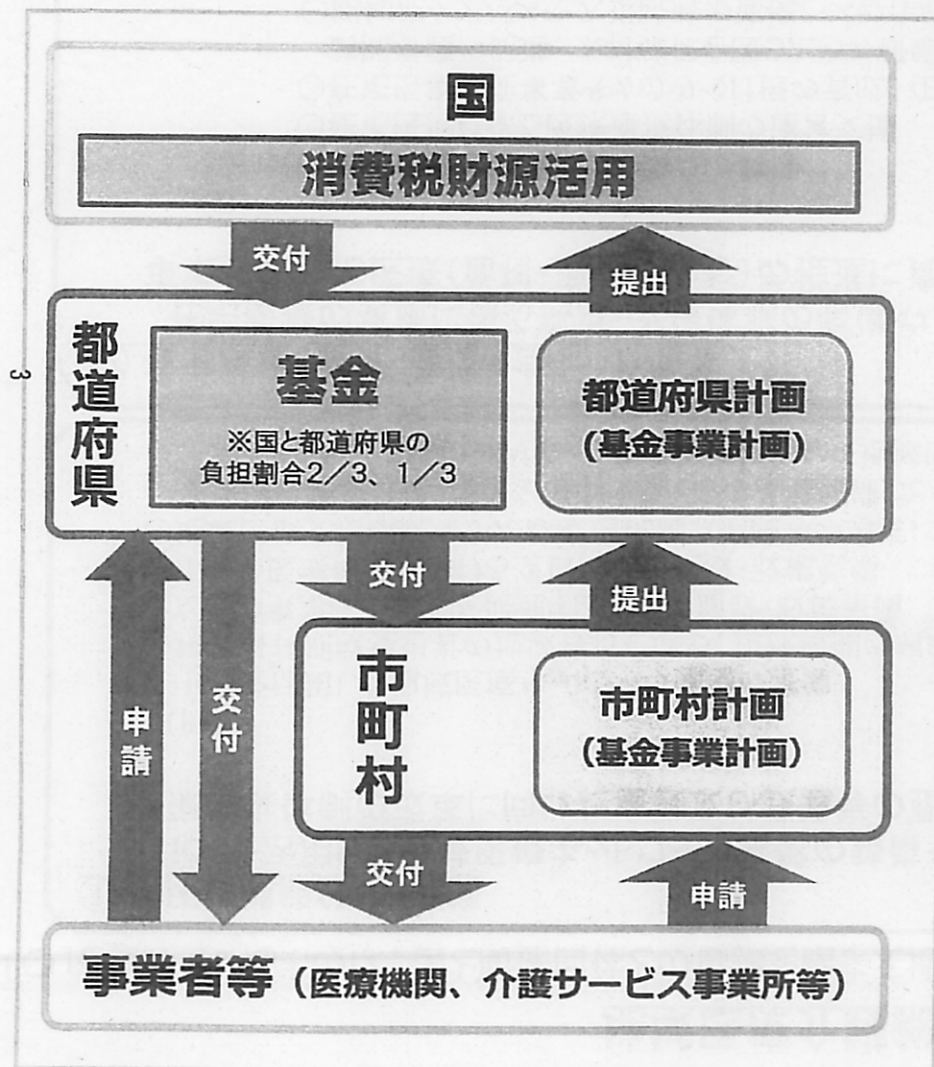
【対象事業】

- 都道府県が策定する地域医療再生計画、医療の復興計画に基づく事業を支援

財源	予算措置額	対象地域	再生計画	復興計画	計画期間
平成21年度補正予算	2,350億円	二次医療圏を基本とする地域(94地域×25億円)	○		平成25年度まで
平成22年度補正予算	2,100億円	都道府県単位(三次医療圏) ※一次・二次医療圏を含む広域医療圏	○		平成25年度まで
平成23年度補正予算	720億円	被災3県(岩手、宮城、福島)		○	平成27年度まで
平成24年度予備費	380億円	被災3県及び茨城県		○	平成27年度まで (茨城県については、平成25年度まで)
平成24年度補正予算	500億円	都道府県単位	○		平成25年度末までに開始した事業 (これまで交付した分で25年度までと していたものも同様の扱いとする。)
平成27年度当初予算	172億円	被災3県及び茨城県		○	平成27年度まで

地域医療介護総合確保基金

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業とする。

地域医療介護総合確保基金における対象事業

「○」をつけているものは、国と関係団体との協議を踏まえ地域包括ケアの推進等のため特に必要と考えられる新たな事業

① 病床の機能分化・連携

ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備や、病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備等の医療提供体制の改革に向けた施設及び設備等の整備

(例)

ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備

- 精神科長期療養患者の地域移行を進め、医療機関の病床削減に資するため、精神科医療機関の病床のデイケア施設や地域生活支援のための事業への移行を促進するための施設・設備整備
 - がんの医療体制における空白地域の施設・設備整備
 - 地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療の推進 等
- ※病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備(ただし、平成26年度は回復期病床等への転換など現状でも必要なもののみ対象とすることとし、平成27年度から都道府県において地域医療構想が策定された後、更なる拡充を検討する。)

② 在宅医療(歯科・薬局を含む)の推進

在宅医療の実施に係る拠点・支援体制の整備や、在宅医療や訪問看護を担う人材の確保・養成に資する事業等の在宅医療(歯科・薬局を含む)の推進に資する事業

(例)

【在宅】○在宅医療の実施に係る拠点の整備

○在宅医療に係る医療連携体制の運営支援

○在宅医療の従事者やかかりつけ医の育成、在宅医療推進協議会の設置・運営

訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施

○認知症ケアパスや入退院時の連携パスの作成など認知症ケア等に関する医療介護連携体制の構築

○認知症疾患医療センター診療所型における鑑別診断の実施

○早期退院・地域定着支援のため精神科医療機関内の委員会への地域援助事業者の参画支援

【歯科】 在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備

○在宅歯科医療連携室と在宅医療連携拠点や地域包括支援センター等との連携の推進

○在宅で療養する疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するための研修の実施

○在宅歯科医療を実施するための設備等の整備

【薬局】○訪問薬剤管理指導を行おうとする薬局への研修や実施している薬局の周知

○在宅医療や終末期医療における衛生材料や医療用麻薬等の円滑供給の支援 等

③ 医療従事者等の確保・養成

ア) 医師確保対策として、都道府県における医師確保のための相談・支援機能の強化や、地域医療に必要な人材の確保等の事業、産科等の不足している診療科の医師確保事業、女性医療従事者の復職支援 等

(例) 地域医療支援センターの運営(地域枠に係る修学資金の貸与事業、無料職業紹介事業、定年退職後の医師の活用事業を含む)

- 地域医療対策協議会における調整経費
産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援
- 医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施
- 女性医師や歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、歯科技工士の復職や再就業の支援 等

イ) 看護職員等確保対策として、新人看護職員等への研修や、看護師等の離職防止・定着促進等に係る事業、看護師等養成所の運営 等

(例) 新人看護職員・看護職員等の質の向上を図るための研修の実施

看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備

- 看護職員が都道府県内に定着するための支援
- 医療機関と連携した看護職員確保対策の推進
看護師等養成所の施設・設備整備、看護職員定着促進のための宿舎整備
- 歯科衛生士・歯科技工士養成所の施設・設備整備
- 地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援 等

ウ) 医療従事者の勤務環境改善対策として、都道府県における医療従事者の勤務環境改善の支援体制の整備や、院内保育所の運営 等

(例) ○ 勤務環境改善支援センターの運営

各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援(医療クラーク、ICTシステム導入、院内保育所整備・運営等)

- 有床診療所における非常勤医師を含む医師、看護師等の確保支援
電話による小児患者の相談体制や休日・夜間の小児救急医療体制の整備
- 後方支援機関への搬送体制整備 等

地域医療支援センター運営事業

平成26年度以降、地域医療介護総合確保基金を活用して実施

地域医療支援センターの目的と体制

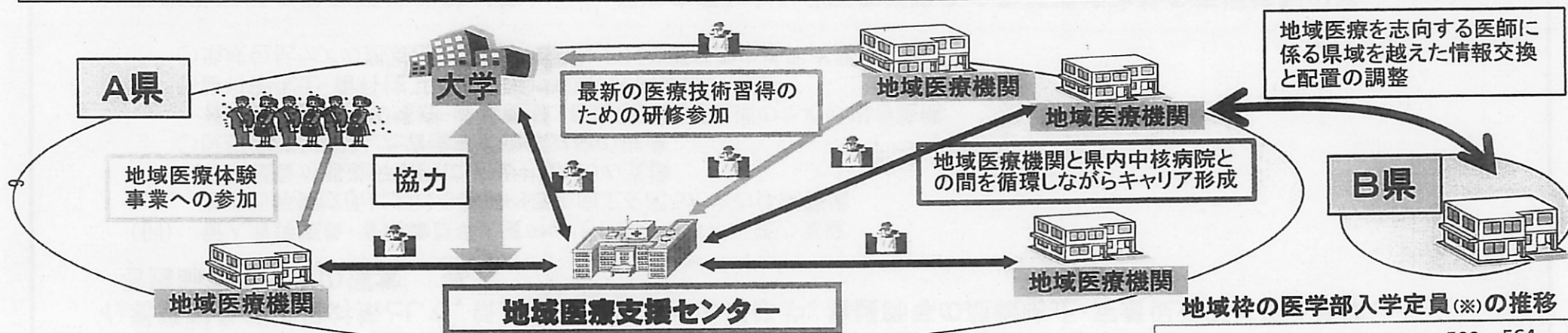
医師の地域偏在（都市部への医師の集中）の背景

➤ 高度・専門医療への志向、都市部の病院に戻れなくなるのではないかという将来への不安等

- 都道府県が責任を持って医師の地域偏在の解消に取り組むコントロールタワーの確立。
- 地域枠医師や地域医療支援センター自らが確保した医師などを活用しながら、キャリア形成支援と一体的に、地域の医師不足病院の医師確保を支援。
- 専任の実働部隊として、喫緊の課題である医師の地域偏在解消に取り組む。

・ 人員体制：専任医師2名、専従事務職員3名

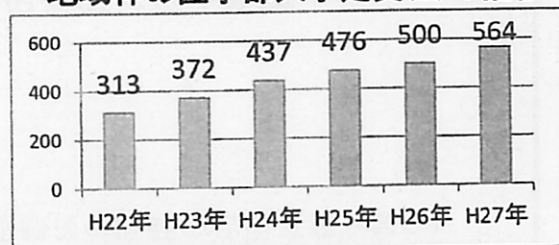
・ 設置場所：都道府県庁、〇〇大学病院、都道府県立病院等



地域医療支援センターの役割

- 都道府県内の医師不足の状況を個々の病院レベルで分析し、優先的に支援すべき医療機関を判断。医師のキャリア形成上の不安を解消しながら、大学などの関係者と地域医療対策協議会などにおいて調整の上、地域の医師不足病院の医師確保を支援。
- 医師を受入れる医療機関に対し、医師が意欲を持って着任可能な環境作りを指導・支援。また、公的補助金決定にも参画。

地域枠の医学部入学定員(※)の推移



(※) 医学部の定員増として認められた分であり、このほか、既存の定員等を活用し都道府県と大学が独自に設定した地域枠もある。

- 平成27年4月現在、全国45都道府県で地域医療支援センターを設置している。
- 平成23年度以降、42都道府県で合計2,170名の医師を各都道府県内の医療機関へあっせん・派遣をするなどの実績を上げている。(平成26年7月時点)

地域医療支援センターの設置状況について

都道府県	設置年月日	医師の派遣・あっせん実績		設置場所	体制	専任医師	
		常勤	非常勤				
北海道	H23.4	68	38	ドクターバンク事業78名 道職員医師の派遣3名 道外医師のあっせん25名	道庁内	専任医師1名 専従職員3名	○北海道庁保健福祉部医療政策局地域 医師確保推進室 医療少事
青森県	H23.4	116	0	ドクターバンク事業9名 修学資金貸与者の配置調整(キャリアプログラムを活用)11名 自治医科大学卒業生の配置調整96名	県庁内	専任医師2名 専従職員4名	○弘前保健所長 ○元むつ総合病院長
岩手県	H24.1	141	1	県出身医師などに直接交渉したことによる招へい37名 岩手医科大学から公的医療機関へのあっせん・派遣105名	県庁内	専任医師3名 専従職員1名	○岩手県保健福祉部医療政策室長 ○医師支援調整監(沢内病院院長) ○岩手医科大学医学部長
宮城県	H24.4	86	0	ドクターバンク事業4名 修学資金貸与者の配置調整41名 自治医科大学卒業生の配置調整23名 県職員医師の派遣18名	県庁内	専任医師2名 専従職員3名	○宮城県保健福祉部医療整備課医療政 策専門監 ○東北大学病院卒後研修センター助教
秋田県	H25.4	60	0	ドクターバンク事業1名 修学資金貸与者の配置調整26名 自治医科大学卒業生の配置調整27名 県職員医師の派遣8名	秋田大学医学部附属 病院内	専任医師2名 専従職員3名	○秋田大学医学部附属病院医師総合支 援センター特任講師(2名とも)
福島県	H23.12	24	62	ドクターバンク事業12名 修学資金貸与者の配置調整5名 自治医科大学卒業生の配置調整8名 福島県立医科大学からの医師派遣61名	福島県立医科大学内	専任医師1名 専従職員4名	○福島県立医科大学助教
茨城県	H24.4	98	0	修学資金貸与者の配置調整59名 自治医科大学卒業生の配置調整39名	県庁内	専任医師3名 専従職員7名	○県立中央病院副院長兼化学療法セン ター長 ○東京医科大学茨城医療センター卒後 臨床研修センター長 ○生いき診療所ゆうき診療所長
栃木県	H26.4	26	0	修学資金貸与者の配置調整2名 自治医科大学卒業生の配置調整24名	県庁内	専任医師1名 専従職員2名	○栃木県職員医師主幹
群馬県	H25.10	5	0	ドクターバンク事業2名 自治医科大学卒業生の配置調整3名	群馬大学医学部附属 病院内及び県庁内	専任医師2名 専従職員2名	○群馬大学医学部附属病院准教授 ○群馬大学医学部附属病院助教
埼玉県	H25.4	20	0	ドクターバンク事業1名 自治医科大学卒業生の配置調整16名 ベテラン医師の派遣3名	県庁内	専任医師1名 専従職員3名	○埼玉県立大学教授
千葉県	H23.12	33	0	ドクターバンク事業1名 修学資金貸与者の配置調整4名 自治医科大学卒業生の配置調整12名 研修資金貸与者の配置調整16名	県庁内	専任医師1名 専従職員4名	○元千葉大学医学部附属病院総合医療 教育研修センター特任講師
東京都	H25.4	36	13	ドクターバンク事業11名 自治医科大学卒業生の配置調整19名 医師不足医療機関への派遣調整19名	都庁内	専任医師2名 専従職員3名	○福祉保健局医療政策部医療調整担当 課長 ○医療政策部救急災害医療課課務担当 係長
新潟県	H23.12	18	0	ドクターバンク事業1名 修学資金貸与者の配置調整8名 自治医科大学卒業生の配置調整9名	県庁内	専任医師2名 専従職員3名	○医師・看護職員確保対策課少事 ○新潟大学歯学総合病院総合臨床研 修センター特任助教
富山県	H25.8	0	0	短期派遣の実施(計32日)	県庁内	専任医師1名 専従職員1名	○自治医科大学義務年限内医師

都道府県	設置年月日	医師の派遣・あつせん実績		設置場所	体制	専任医師	
		常勤	非常勤				
石川県	H25.6	0	0	(研修病院説明会や医師向けの相談対応を実施)	県庁内	専任医師1名 専従職員1名	○金沢大学附属病院 地域医療教育センター長
福井県	H25.4	47	0	自治医科大卒業生の配置調整19名 福井大学からの医師派遣等28名	県庁内及び福井大学 医学部内	専任医師3名 専従職員2名	○福井大学教授 ○福井大学講師 ○福井大学助教
山梨県	H25.4	0	0	短期派遣の実施(計112日) (研修病院説明会や医師向けの相談対応を実施)	県庁内及び山梨大学 医学部附属病院内	専任医師1名 専従職員1名	○山梨大学医学部附属病院 准教授
長野県	H23.10	62	0	ドクターバンク事業31名 修学資金貸与者の配置調整31名	県庁内、信州大学医学 部内及び県立病院機 構内	専任医師2名 専従職員3名	○信州大学医学部附属病院 准教授 ○信州大学医学部附属病院 助教
岐阜県	H23.4	64	2	修学資金貸与者の配置調整66名 (うちキャリアプログラムを活用64名)	岐阜大学医学部内	専任医師2名 専従職員2名	○岐阜大学医学部附属病院医師(2名と も)
静岡県	H23.4	130	0	修学資金貸与者の配置調整65名 (うちキャリアプログラムを活用18名) キャリアプログラムを活用した配置調整64名 県外医師の駐旋1名	県庁内	専任医師2名 専従職員2名	○浜松医科大学附属病院医師 ○静岡県立総合病院医師
三重県	H24.5	108	0	ドクターバンク事業15名 修学資金貸与者の配置調整67名 自治医科大卒業生の配置調整26名	県庁内及び三重大学内	専任医師1名 専従職員2名	○三重大学医学部付属病院講師
滋賀県	H24.9	28	0	修学資金貸与者の配置調整1名 自治医科大卒業生の配置調整27名	県庁内及び滋賀医科 大学医学部附属病 院内	専任医師1名 専従職員2名	○滋賀医科大学医学部附属病院特任助 教
京都府	H23.6	75	0	修学資金貸与者の配置調整39名 自治医科大卒業生の配置調整29名 キャリアプログラムを活用した配置調整5名 医師不足医療機関への派遣調整2名	府庁内	専任医師2名 専従職員3名	○元秋田大学副学長 ○京都府立医科大学附属病院医員
大阪府	H23.4	16	0	自治医科大卒業生の配置調整(キャリアプログラムを活用)8名 キャリアプログラムを活用した配置調整8名	大阪大学医学部内	専任医師1名 専従職員3名	○大阪府立急性期・総合医療センター 腎 臓・高血圧内科部長
兵庫県	H26.4	41	1	修学資金貸与者の配置調整(キャリアプログラムを活用)14名 自治医科大卒業生の配置調整(キャリアプログラムを活用)19名 県職員医師の派遣4名 大学寄附講座による診療支援5名	県庁内	専任医師2名 専従職員3名	○兵庫県健康福祉部医務課参事(2名と も)
奈良県	H23.4	25	0	ドクターバンク事業1名 修学資金貸与者の配置調整(キャリアプログラムを活用)13名 自治医科大卒業生の配置調整(キャリアプログラムを活用)10名 県職員医師の派遣1名	奈良県立医科大学内 及び県庁内	専任医師1名 専従職員1名	○奈良県立医科大学地域医療学講座教 授
和歌山県	H23.4	76	0	ドクターバンク事業1名 修学資金貸与者の配置調整25名 自治医科大卒業生の配置調整40名 県職員医師の派遣1名 和歌山県立医科大学からの医師派遣9名	和歌山県立医科大学内	専任医師2名 専従職員4名	○和歌山県立医科大学附属病院(脳神 経外科) 准教授 ○和歌山県立医科大学附属病院(救急) 助教
鳥取県	H25.1	25	0	自治医科大卒業生の配置調整25名	県庁内及び鳥取大学 医学部内	専任医師1名 専従職員1名	○鳥取県福祉保健部健康医療局長
島根県	H23.8	105	0	ドクターバンク事業40名 修学資金貸与者の配置調整(キャリアプログラムを活用)65名	島根大学医学部内 及び県庁内	専任医師6名 専従職員6名	○島根大学教授(2名) ○島根大学准教授(2名) ○島根大学病院部長 ○島根県医療統括監
岡山県	H24.2	2	0	ドクターバンク事業2名	県庁内	専任医師2名 専従職員3名	○岡山済生会総合病院医師 ○岡山大学病院医師

都道府県	設置年月日	医師の派遣・あっせん実績		設置場所	体制	専任医師	
		常勤	非常勤				
広島県	H23.4	135	1	ドクターバンク事業31名 修学資金貸与者の配置調整5名 自治医科大卒業生の配置調整65名 キャリアプログラムを活用した配置調整34名 県職員医師の派遣1名	(財)広島県地域保健医療推進機構内	専任医師1名 専従職員8名	○広島県職員(県立広島病院)医監
山口県	H24.7	19	0	ドクターバンク事業1名 修学資金貸与者の配置調整(キャリアプログラムを活用)14名 医師不足医療機関への派遣調整4名	県庁内及び山口大学 医学部附属病院内	専任医師2名 専従職員3名	○山口大学医学部附属病院助教 ○山口大学医学部附属病院助教
徳島県	H23.11	52	0	ドクターバンク事業1名 修学資金貸与者の配置調整5名 自治医科大卒業生の配置調整30名 キャリアプログラムを活用した配置調整9名 専門医修学資金貸与者の配置調整7名	徳島大学医学部内	専任医師1名 専従職員3名	○徳島大学病院 特任助教
香川県	H24.7	139	0	ドクターバンク事業7名 修学資金貸与者の配置調整21名 自治医科大卒業生の配置調整35名 キャリアプログラムを活用した配置調整76名	県庁内	専任医師1名 専従職員3名	○香川県健康福祉部健康福祉総務課参事
愛媛県	H23.8	0	0	(研修病院説明会等を実施)	愛媛大学医学部内	専任医師2名 専従職員3名	○愛媛大学附属病院 准教授 ○愛媛大学附属病院 医師
高知県	H23.4	17	1	ドクターバンク事業12名 県職員医師の派遣6名	高知医療再生機構内 及び高知大学医学部 内	専任医師2名 専従職員3名	○元高知大学医学部付属病院長 ○県立あき総合病院医師
福岡県	H26.5	0	0	(実績はまだない)	県庁内	専任医師2名 専従職員3名	○福岡県保健医療介護部医監 ○飯塚市立病院医師
長崎県	H25.4	14	4	ドクターバンク事業14名 医師不足医療機関への派遣調整4名	(独)国立病院機構長崎 医療センター内	専任医師2名 専従職員3名	○長崎医療センター救命救急センター長 ○長崎医療センター臨床疫学研究室長
熊本県	H25.12	0	0	短期派遣の実施(計45日)	県庁内及び熊本大学 医学部附属病院内	専任医師2名 専従職員3名	○熊本大学医学部附属病院特任准教授 ○熊本大学医学部附属病院特任助教
大分県	H23.10	45	2	ドクターバンク事業3名 修学資金貸与者の配置調整14名 自治医科大卒業生の配置調整19名 県職員医師の派遣2名 医師不足医療機関への派遣調整9名	大分大学医学部内	専任医師2名 専従職員3名	○大分大学医学部附属病院助教 ○大分大学医学部附属病院助教
宮崎県	H23.10	70	1	ドクターバンク事業11名 修学資金貸与者の配置調整9名 自治医科大卒業生の配置調整50名 県職員医師の派遣1名	県庁内	専任医師2名 専従職員3名	○県立宮崎病院医師 ○宮崎大学附属病院医師
鹿児島県	H23.4	18	0	医師不足医療機関への派遣調整18名	鹿児島大学医学部附 属病院内	専任医師2名 専従職員3名	○鹿児島大学附属病院センター長 ○鹿児島大学附属病院特任助教
派遣・あっせん人数計		2,044	126	合計 2,170名			

注)実績は平成26年7月1日現在の値である。(非常勤は常勤換算後の数)

へき地保健医療対策について

【無医地区の現状】(無医地区とは、当該地区の中心的な場所を起点として概ね半径4kmの区域内に50人以上が居住し、かつ容易に医療機関を利用することが出来ない地区をいう。なお、無医地区等が所在する都道府県は、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府を除く43県。)

平成21年末日時点で、全国の無医地区数は705地区。無医地区人口は136,272人。(前回(平成16年)は無医地区は787地区。無医地区人口は164,680人)

【主な取り組み】 (昭和31年度より11次にわたる年次計画(「へき地保健医療計画」)を策定し、地域の実情に応じた施策を実施。)

◎医師確保対策

○へき地医療支援機構の設置(都道府県単位で設置。専任担当官を配置。)

- ・医師や代診医等の派遣、キャリア形成支援にかかる総合的な企画・調整を実施し、離島・へき地で勤務する医師の支援を実施。

◎人材育成(へき地勤務医等の教育)

○へき地医療拠点病院の指定(都道府県知事が指定)

- ・総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを実践できる医師の育成を実施。
- ・離島・へき地の医療従事者に対する研修を実施。

◎医療提供体制の確保

○へき地医療拠点病院の指定(都道府県知事が指定)

- ・無医地区等に対する巡回診療を実施。
- ・へき地診療所への代診医派遣、技術指導等の診療支援を実施。

○へき地診療所の設置

- ・へき地住民に対する基礎的な医療の提供を行う。

【へき地保健医療対策への国庫補助事業】

○へき地保健医療対策費(平成26年度 予算20億円) <運営費補助>

- ・へき地医療支援機構 ・へき地医療拠点病院運営事業 ・へき地診療所運営事業 ・へき地・離島巡回診療事業 等

○医療施設等施設整備費補助金(平成26年度 予算4億円)

- ・へき地医療拠点病院施設整備事業 ・へき地診療所施設整備事業 等

○医療施設等設備整備費補助金(平成26年度 予算7億円)

- ・へき地医療拠点病院設備整備事業 ・へき地診療所設備整備事業 ・へき地巡回診療車整備事業 ・遠隔医療設備整備事業 等

2 医療政策の中における今回の税制改正要望の位置付けについて

1. 医療政策の全体像について

- 医療政策に関しては、国、都道府県、市町村がその役割に応じ、以下のように取組を行っている。

(1) 国（厚生労働省）

- 医療提供体制の基幹となる制度・基準等を設け、地域における医療提供体制の構築を推進している。
- 医師の確保・偏在是正対策としては、
 - ① 地域医療等に従事する明確な意思をもった学生の選抜枠として「地域枠」を設けることによる大学医学部の定員増員
 - ② 「地域医療再生基金」、「地域医療介護総合確保基金」を設置し、都道府県による医療従事者の確保等の事業の実施を支援といった全国的な施策を行っている。

(2) 都道府県

- 都道府県は、入院医療を提供する単位である二次医療圏及び特殊な医療を提供する単位である三次医療圏という地域単位で、それぞれの地域に応じた医療提供体制の構築を行っている。
- 医師の確保・偏在是正対策としては、
 - ① 国が策定する基本方針を踏まえ、「医療計画」を策定することによって、医療従事者の確保、へき地医療等の確保に必要な事業等を推進
 - ② 「地域枠」を活用し、大学医学部と具体的な定員数を調整・決定した上で、対象学生に対して奨学金の貸与を行い、都道府県内の特定の地域や医療機関又は指定された特定の診療科で一定期間医師として従事した場合は奨学金の返還を免除
 - ③ 「地域医療支援センター」を設置・運営し、ドクターバンク事業による医師の派遣及びあっせん、地域枠やそれ以外の都道府県による修学等資金貸与の実施、自治医科大卒業生の配置調整等
 - ④ 「地域医療再生基金」、「地域医療介護総合確保基金」を活用し、医療機関による医師不足地域への医師派遣や医師が不足している診療科の医師の処遇改善に取り組む医療機関への支援等の医療従事者の確保等の事業を実施
 - ⑤ 「へき地医療支援機構」を設置し、医師、代診医等の派遣やへき地勤務医のキャリア形成支援にかかる総合的な企画・調整を実施といった施策を実施している。

(3) 市町村

- 市町村は、最も住民に身近な一次医療圏におけるプライマリ・ケアの確保を行っている。
- 医師の確保対策としては、都道府県の取組に加え、各市町村内の医師不足を改善するため、
 - ① 市町村単独事業としての修学等資金の貸与
 - ② 市町村内の病院等に勤務する医師への赴任資金の支給、医師住宅の支給、帰省費の支援といった施策を行っている。

2. 今回の税制改正要望の位置付け

- 今回の税制改正要望は、主に市町村において行われる修学等資金貸与事業に関し、修学等資金の返還を免除する要件として、当該修学等資金の貸与者である市町村が経営する市立病院等への勤務以外の勤務先を提示できない場合に、当該修学等資金の債務免除益に課税がなされるという問題について、課税をしないことを求めるもの。
- 市町村における修学等資金貸与事業は、都道府県における修学等資金貸与事業による医師配置ではなお不足する医師の確保について、市町村の負担で特に実施されているものであり、地域の医師確保の努力を損なうことのないよう本件要望を認めていただくことが必要。

3 当該税制改正が必要となるケースの整理について

(※「医師の負担能力を超える過度な課税の回避という目的のための要望として非課税を要望する理由」を含む)

(修学等資金の性質について)

- 地方公共団体が医学生等に貸与する修学等資金については、入学金、授業料等、医学生等が修学する上で必要な費用を貸与し、当該医学生が卒業後一定期間、当該地方公共団体が指定する医療機関に勤務したことを要件に、当該修学等資金の返還債務を免除する制度であり、医師の地域偏在の是正が重要な課題となる中、自由開業性の日本において数少ない有効な医師確保対策の一つとなっている。
- 修学等資金は入学金、授業料等、医学生等が修学する上で必要な費用を貸与するものとして、学資金の性質を有するものであり、本来、課税されるべき性質のものではないと考えられる。

(地方公共団体の状況)

- 今回要望の対象としている事案は、修学等資金の返還を免除する要件として、当該修学等資金の貸与者である市町村が経営する市立病院等への勤務以外の勤務先を提示できない場合である。
- 修学等資金貸与事業を実施している154市町村のうち、99市町村(64%)は、市町村内に市立病院等以外の病院がない状況であり(※)、そもそも、こうした修学等資金貸与事業を実施している市町村ほど、医師不足が深刻で民間の医療機関の開設が望めず、勤務先となり得る病院が公的医療機関しかないという実態を踏まえる必要がある。

(※) 平成27年7月厚生労働省医政局地域医療計画課調べ

(医師の負担について)

- 医学生等の修学等資金は、概ね6年間という長期にわたり、授業料等、医学生等が修学する上で必要な費用について貸与するものであり、総額で1,400万円程度となる。
- 多くの市町村等において、債務免除の時点は、医療機関に勤務後、貸与期間の1～1.5倍程度の期間を経過した時点としているが、債務免除益が課税となった場合、一度に給与の半額近くの所得税が課税されることとなり、軽い負担と言うことはできない。

(※) 大学6年間、修学等資金の貸与を受けていた医師(配偶者1名、被扶養者1名)が9年間、指定の医療機関で働き、一括して債務免除される場合の課税額

給与：約 1,506（万円）

修学等資金貸与額（6年間合計）：約 1,421（万円）

課税額（所得税）：約 702（万円）

- なお、分割による債務免除については、
 - ・ 一定の勤務期間経過後に一括して免除する方法の方が、免除の条件としている期間、医師を継続して確保できる見込みが高まること
 - ・ 分割免除は事務手続が煩雑になることから適当ではないと考える。

- 当方からの要望としては、地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金については、貸与された全期間の総額につき、その債務免除益に課税しないことを要望する。

4 医師のみを対象とする理由（他の業種との違い、他の業種には適用しない理由を含めて）について

- 看護師については、平成 21 年 12 月 16 日国税庁文書回答事例（※）により、取り扱われているところ。

（※）国立病院機構が看護学校等に在籍する学生を対象とする奨学金について、以下の前提のもと、所得税基本通達 9-15 に準じて課税しなくて差し支えないものとされている。

- ・看護師等の確保を目的とするものであり、看護師等の資格は、病院の使用人としての職務に直接必要。
- ・看護学校等を卒業後、奨学金の貸与を受ける病院に常勤職員として勤務することを希望する学生を対象とし、将来の勤務を前提とする。
- ・貸与額についても、看護学生が負担しなければならない在学費用を超えるものではない。

- 医師についても、以下のとおり看護師と同様の性質を有するものである。
 - ・医師の確保を目的とするものであり、医師の資格は、病院の使用人としての職務に直接必要。
 - ・大学等を卒業後、修学等資金の貸与を受ける地方公共団体の指定する医療機関に常勤職員として勤務することを希望する学生を対象とし、将来の勤務を前提としている。
 - ・貸与額についても、医学部の学費として負担しなければならないもの。

- 国税庁から、看護師と医師との差異は、①独立開業して使用人から使用者となることができる、②額が高額である点と指摘を受けている。しかしながら、

① 返済が免除される医師は、定められた期間、現に使用人として勤務を行っている者であり、また、看護師であっても、例えば訪問看護の会社を立ち上げるなど独立は可能である

② 医師の修学等資金は、額が高額であるが、入学金、授業料等、医学生等が修学する上で必要な費用について貸与するものである（なお、平成 24 年 3 月 9 日名古屋国税庁文書回答事例では、入学金及び授業料とは別に毎月 10 万円の奨学金を貸与することについて、医学生が修学する上で必要と認められる範囲で貸与するものであり、学資金として相当という主張が認められている）

ことから、看護師の奨学金と同様の性質を有するものである。

- このため、医師の修学等資金も、看護師と同様に課税しない取扱いとすることが適当と考える。

5 現在の医師の地域偏在の状況と措置を創設した場合の偏在解消の効果について
(同一都道府県内の地域偏在及び全国的な地域偏在の状況の両方について)

- 医師の地域偏在については、全国的な偏在と同一都道府県内の偏在という視点があるが、都道府県や市町村の修学等資金貸与事業に魅力を感じて将来医師になる者を医師不足の地域に招へいすることができれば、いずれの偏在問題にも寄与するものと考えている。
- 医師に対する修学等資金貸与事業は全国の市町村で 154 件あり、今回の税制改正要望がなければ課税されるものは 91 件と見込んでいる。
- 今回の要望が認められれば、これらの地方公共団体における医師確保の取組の効果を損なうことなく全うすることができると考えている。

平成 28 年度 厚生労働省税制改正要望

平成 27 年 11 月 19 日

宿題返し

(所得税) No. 3 地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金
に係る債務免除益の非課税措置の創設

【目次】

1. 現在貸与されている各地方公共団体の修学等資金の範囲に
ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 2次ヒア資料の 13 頁及び 16 頁の記載について・・・・・・・・ 2
3. 「地域枠」、「地域医療再生基金」、「地域医療介護総合確保基金」
及び「医療提供体制の基幹となる制度・基準等」について・・・・ 5

厚生労働省医政局地域医療計画課

- 1 現在貸与されている各地方公共団体の修学等資金は学資金の範囲に収まっているといえるのか（学資金の範囲を超えた資金の貸付を行っている例は無いと言えるか、真に学資に充てられているのか）

（答）

1. 調査を行った修学等資金については、「入学金又は入学支度金」、「授業料」、「修学一時金」、「教材購入資金」、「実験実習費」、「生活資金」等の費目が示されている。（なお、費目を特に定めずに、月額何万円という形で定めているものもある。）

2. 今回調査を行った市町村のうち、課税対象となり得る修学等資金貸与事業を行っているのは 91 市町村であり、名古屋国税局の例を踏まえ、国立大学及び私立大学の平均額を用いて分類すると以下のとおり。

国立大学（1,070 万円以下）	21 市町村
私立大学（2,385 万円以下）	91 市町村

（注1）国立大学（1,070 万円）は、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成 19 年文部科学省令第 40 号）に基づき、国立大学の授業料×6 年間＋入学金＋月 10 万円×6 年間で計算

（注2）私立大学（2,385 万円）は、平成 25 年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額（定員 1 人あたり）の調査結果について（文部科学省）に基づき、私立大学の授業料×6 年間＋入学金＋月 10 万円×6 年間で計算

（注3）最大貸与額では超過している市町村もあるが、確認したところ入学金等は実費で支払われており、それを踏まえて計算すると範囲内に収まる。

3. 名古屋国税局の考え方に基づき、私立大学の平均額で計算した場合、全ての事業が、修学する上で必要と認められた範囲内に収まる。

2 2次ヒア資料の13頁で99市町村は市町村内に市立病院等以外の病院が無いと説明しているが16頁の課税されるもの91件と整合性がとれていない。後者の数字は事前提出いただいた調査概要の数字と同一であるがどちらが正しいのか？資料を更新されているのであれば、更新後の資料を提出されたい。

(答)

99市町村は、修学等資金貸与事業を実施している154市町村のうち、市町村内に、返還免除の要件として指定する医療機関以外の病院が無い市町村であり、課税となるかどうかとは直接関係していない。13頁の「修学等資金貸与事業を実施している154市町村のうち、99市町村(64%)は、市町村内に市立病院等以外の病院がない」は、「課税対象となる可能性がある91市町村のうち、56市町村(62%)は、市町村内に市立病院等以外の病院がない」に訂正させていただきたい。

※更新後の資料は、P3、4に掲載。

当該税制改正が必要となるケースの整理について
(※「医師の負担能力を超える過度な課税の回避という目的のための要望
として
非課税を要望する理由」を含む)

(修学等資金の性質について)

- 地方公共団体が医学生等に貸与する修学等資金については、入学金、授業料等、医学生等が修学する上で必要な費用を貸与し、当該医学生が卒業後一定期間、当該地方公共団体が指定する医療機関に勤務したことを要件に、当該修学等資金の返還債務を免除する制度であり、医師の地域偏在の是正が重要な課題となる中、自由開業性の日本において数少ない有効な医師確保対策の一つとなっている。
- 修学等資金は入学金、授業料等、医学生等が修学する上で必要な費用を貸与するものとして、学資金の性質を有するものであり、本来、課税されるべき性質のものではないと考えられる。

(地方公共団体の状況)

- 今回要望の対象としている事案は、修学等資金の返還を免除する要件として、当該修学等資金の貸与者である市町村が経営する市立病院等への勤務以外の勤務先を提示できない場合である。
- 課税対象となる可能性がある91市町村のうち、56市町村(62%)は修学等資金貸与事業を実施している154市町村のうち、99市町村(64%)は、市町村内に市立病院等以外の病院がない状況であり(※)、そもそも、こうした修学等資金貸与事業を実施している市町村ほど、医師不足が深刻で民間の医療機関の開設が望めず、勤務先となり得る病院が公的医療機関しかないという実態を踏まえる必要がある。

(※) 平成27年7月厚生労働省医政局地域医療計画課調べ

(医師の負担について)

- 医学生等の修学等資金は、概ね6年間という長期にわたり、授業料等、医学生等が修学する上で必要な費用について貸与するものであり、総額で1,400万円程度となる。

- 多くの市町村等において、債務免除の時点は、医療機関に勤務後、貸与期間の1～1.5倍程度の期間を経過した時点としているが、債務免除益が課税となった場合、一度に給与の半額近くの所得税が課税されることとなり、軽い負担と言うことはできない。

(※) 大学6年間、修学等資金の貸与を受けていた医師（配偶者1名、被扶養者1名）が9年間、指定の医療機関で働き、一括して債務免除される場合の課税額

給与：約1,506（万円）

修学等資金貸与額（6年間合計）：約1,421（万円）

課税額（所得税）：約702（万円）

- なお、分割による債務免除については、
 - ・ 一定の勤務期間経過後に一括して免除する方法の方が、免除の条件としている期間、医師を継続して確保できる見込みが高まること
 - ・ 分割免除は事務手続が煩雑になることから適当ではないと考える。
- 当方からの要望としては、地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金については、貸与された全期間の総額につき、その債務免除益に課税しないことを要望する。

- 3 2次ヒアでご説明いただいた(資料11頁)①地域枠、②地域医療再生基金、③地域医療介護総合確保基金の法律上の位置付けは何か、また「医療提供体制の基幹となる制度・基準等」とは具体的に何かお示しいただきたい。

(答)

- ①地域枠：大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第3条第1項第1号
- ②地域医療再生基金：予算措置
- ③地域医療介護総合確保基金：地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第6条

「医療提供体制の基幹となる制度・基準等」については、医療法を念頭に置いている。

(参照条文)

○大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）（抄）

第三条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、平成二十二年度以降に期間（平成三十六年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科（この条において「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、平成二十一年度の当該大学の医学部に係る入学定員及び編入学定員（この項及び第二項において「入学定員等」という。）に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。

- 一 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に当該大学の医学部に係る入学定員等の増加として記載された人数（地域における医師の確保に資するため、医師が不足すると見込まれる地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする当該大学の医学部の学生に対する修学資金を都道府県が貸与しようとする人数以内に限る。）の増加又は各都道府県における医療を確保するために特に必要があると認められる場合の自治医科大学における人数の増加

○地域医療介護総合確保基金：地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）（抄）

（基金）

第六条 都道府県が、都道府県計画に掲載された第四条第二項第二号に掲げる事業（第九条において「都道府県事業」という。）に要する経費の全部又は一部を支弁するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金を設ける場合には、国は、政令で定めるところにより、その財源に充てるために必要な資金の三分の二を負担するものとする。

平成 28 年度 厚生労働省税制改正要望

平成 27 年 10 月 8 日
宿題返し資料

(地方税) No.4 地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係
る債務免除益の非課税措置の創設

【目次】

1. 財務省のヒアリング概要	1
----------------	---

財務省税制第一課とのヒアリング概要

(地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益 の非課税措置の創設)

日時： 平成27年9月11日(金) 11時 ~ 12時

場所： 財務省B東57A会議室

○ 税制措置要望について

- ・税制措置要望の範囲として、医師以外の医療従事者を考えているのか。
→ 医師以外については、運用で対応できていると考えられ、税制改正要望を考えていない旨、回答。
- ・高所得である医師すべてに適用するつもりなのか。
→ どんな医師でも非課税というわけではなく、地方に一定の期間勤務するという条件が大切になり、地域に居続けてもらうという政策効果が税制により減少してしまうことが問題意識である旨、回答。

○ 他の政策との関係について

- ・医師の人材確保対策として今まで、または現在取り組んでいる政策には何があるのか。
→ 地域医療支援センターの運営や医学部地域推進枠について説明。
全体の政策の中で、当該税制改正の位置づけを明確化すべきという指摘を踏まえ、現在作業中。

○ 非課税の範囲について

- ・課税の範囲について、政策的な位置づけや非課税となる地域、金額の制限等を考慮するよう指摘を踏まえ、現在作業中。

○ 看護師等、他の文書回答事例について

- ・国税庁の解釈に関して、医師と看護師では受け取る修学資金の金額が大きく異なるため、一概に比較できないこと、医師に限って非課税措置を行う場合には政策税制として行うべきである旨の指摘を受けた。

○ 税制措置以外の方法について

・債務免除を分割で行う等、非課税措置以外の手段で税負担を軽減することができるのではないか。

→ 自治体の判断によるため、どこまで徹底できるか不明である旨、回答。

(以上)

1. 現状

- 各地方公共団体では、地域の医師確保対策として、医学生等に対して修学等資金を貸与し、当該医学生が卒業後一定期間、当該地方公共団体が指定する医療機関に勤務したことを要件に、当該修学等資金の返還債務を免除する制度を設けている。
- この債務免除益については、当該地方公共団体が指定する医療機関が、
 - ・ **当該地方公共団体以外が設置運用するものも含め、複数選択肢提示されている場合には、学資金として非課税**
 - ・ **当該地方公共団体が設置主体である医療機関に限定されている場合には、給与所得として課税**する取扱いとなっている。

2. 要望の必要性

- 地域で必要な医療を確保する上で医師の地域偏在の是正が重要な課題となる中、各地方公共団体が貸与する医学生等修学金については、自由開業制の我が国において数少ない有効な医師確保対策の一つとなっており、国としても、地方公共団体の取組を財政・制度面から支援する必要がある。
- 医学生等修学等資金貸与事業を独自に実施している地方公共団体には、医療資源が乏しく、勤務先の選択肢を確保できないような地域があり、医師確保、医師の地域偏在の是正の観点からは、むしろ、そうした地方公共団体の取組に対してこそ、積極的な支援を行う必要がある。

モデルケース

大学6年間、修学等資金の貸与を受けていた医師（配偶者1名、被扶養者1名）が9年間、指定の医療機関で働き、一括して債務免除される場合の課税額（所得税）

給与：約1,506（万円）

修学等資金貸与額（6年間合計）：約1,421（万円）

課税額（所得税）：約702（万円）^(※)

(※) $\{2,927 \text{ (給与収入)} - 245 \text{ (給与所得控除)} - 228 \text{ (所得控除)}\} \times 0.4 \text{ (税率)} - 280$

(注1) 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

(注2) この他、平成25年1月から平成49年12月までの時限措置として、所得税に対して2.1%の復興特別所得税が課される。

3. 要望内容

地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益について、非課税とする措置を講ずる。

第二 平成 28 年度税制改正の具体的内容

一 個人所得課税

5 その他

(国 税)

(1) 非課税所得について、次の措置を講ずる。

③ 学資に充てるため給付される金品のうち非課税所得とならない給与その他対価の性質を有するものから、給与所得を有する者がその使用者から通常の給与に加算して受けるものであって、次に掲げるもの以外のものを除くこととする。

イ 法人である使用者からその法人の役員に対して給付されるもの

ロ 法人である使用者からその法人の使用人（役員を含む。）の配偶者その他のその使用人の特殊関係者に対して給付されるもの

ハ 個人事業主からその個人事業主の営む事業に従事する親族（生計を一にする者を除く。）に対して給付されるもの

ニ 個人事業主からその個人事業主の使用人の配偶者その他のその使用人の特殊関係者に対して給付されるもの

(注) 上記③の改正は、平成 28 年 4 月 1 日以後に給付される金品について適用する。